

銚子市
高齢者福祉計画・
第9期介護保険事業計画

< 最終案 >

令和6年2月

銚子市

— 目 次 —

I	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
(1)	法令等の根拠	3
(2)	計画の位置づけ	3
(3)	計画の策定体制	4
(4)	計画の推進体制	5
3	計画期間	6
4	日常生活圏域の設定	7
II	基本的な考え方	8
1	基本理念と基本目標	8
(1)	基本理念	8
(2)	基本目標	8
2	基本施策	9
(1)	高齢者を支える社会基盤の整備	9
(2)	介護予防の推進と高齢者の生きがづくり	9
(3)	尊厳ある暮らしの支援	9
(4)	介護サービスの充実と施設の整備	9
3	施策の体系	10
III	施策の展開	11
	＜施策展開の背景＞	11
1	高齢者を支える社会基盤の整備	13
(1)	地域包括支援センターの機能強化	13
(2)	在宅医療・介護連携の推進	15
(3)	地域ケア会議の推進	17
(4)	高齢者の住まいの安定的な確保	18
(5)	在宅生活の支援	19
(6)	地域における支えあいの推進	21
(7)	安心・安全なまちづくりの推進	23
(8)	地域包括ケアシステムを支えるための人材の確保と資質向上及び業務効率化	26
2	介護予防の推進と高齢者の生きがづくり	29
(1)	健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進	29
(2)	介護予防・生活支援サービスの推進	32
(3)	生きがづくりと社会参加への支援	35
(4)	高齢者の就労支援	36
3	尊厳ある暮らしの支援	37
(1)	認知症施策の推進	37
(2)	高齢者虐待への対応	39
(3)	成年後見制度への対応	40
IV	介護保険サービスの見込みと介護サービス基盤の整備	41
1	被保険者数・要介護等認定者数の将来推計	42
2	介護等サービスの見込み	44
(1)	居宅サービス	44
(2)	地域密着型サービス	52
(3)	施設サービス	55
(4)	介護予防・日常生活支援総合事業	57

3	介護保険施設等の基盤整備	59
(1)	介護保険サービス事業所の現状	59
(2)	基盤整備の考え方	60
4	予防給付費・介護給付費の見込み	61
5	介護保険料	63
(1)	介護保険料算定に関わる標準給付費等の見込み	63
(2)	介護給付費の財源	64
(3)	介護保険料の設定	64
6	介護保険制度運営の充実	66
(1)	介護給付適正化	66
(2)	低所得者等の負担軽減	67
V	高齢者を取り巻く状況	68
1	人口等の概況	68
(1)	人口	68
(2)	世帯	69
(3)	高齢者のいる世帯	70
(4)	高齢者の居住環境	70
(5)	介護保険被保険者及び要支援・要介護認定者の状況	71
(6)	介護保険給付費の推移	72
2	市民等の関心、要望	73
(1)	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	73
(2)	在宅介護実態調査	77
(3)	介護サービス事業所等実態調査	80
3	人口等の将来推計	83
(1)	将来推計人口	83
(2)	将来推計人口（40歳以上）	84
4	第8期計画の取組と課題	85

I 計画の策定にあたって

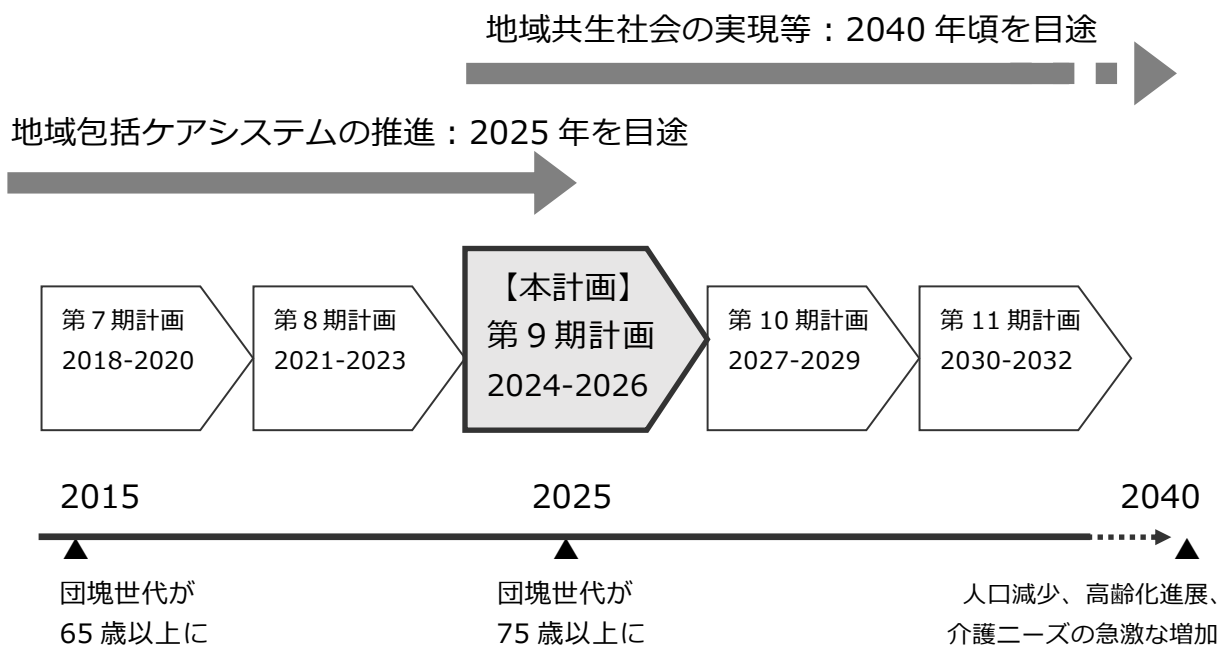
1 計画策定の趣旨

本市は、令和 3 年 3 月に「銚子市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」を策定し、『みんなが支えあい すこやかに暮らせる福祉のまちづくり』を基本理念として、住み慣れた地域で元気に安心して生活を送ることができるように、地域全体が高齢者を取り巻く課題を認識し、高齢者をはじめすべての市民が元気に、そして互いに支えあいながら生活できる銚子を目標に高齢者施策を推進してきました。

第 9 期となる今回の介護保険事業計画においては、団塊の世代が 75 歳以上になり、高齢化が一段と進む令和 7 年（2025 年）を迎えることから、第 5 期から始まった『地域包括ケアシステム』のさらなる深化・推進を目指します。また、より中長期的な視点のもと、令和 22 年（2040 年）に向け、総人口や現役世代人口が減少する反面、高齢化率は上昇の一途をたどるなかで、介護ニーズが急激に増加する時代を見据えた方向性についても、「地域共生社会の実現」等を踏まえ位置づける計画となります。

なお、計画の策定にあたっては、最近の事業動向や高齢者等の生活状況・意向の実態把握を行い、高齢者保健福祉施策のさらなる推進へとつなげていきます。

◇中・長期を見据えた第 9 期介護保険事業計画の位置づけ



資料：厚生労働省資料等をもとに作成

＜法改正動向等への対応＞

地域包括ケアシステムについて、一定の目途となる令和 7 年（2025 年）を間もなく迎えるとともに、さらなる中長期的な視点に基づく取り組みとして、高齢者世代を支える担い手である現役世代の減少が進む令和 22 年（2040 年）頃を見据えた「地域共生社会の実現」を目指すなどの方向性のもとで、令和 5 年（2023 年）5 月、介護保険法等の改正が行われました。（令和 6 年（2024 年）4 月施行）

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」として施行される法律改正の趣旨、及び本計画に関わる介護保険法の改正要点については下表の通りとなっており、今後、法改正等に基づく具体的な取り組みについて、適宜対応していく必要があります。

＜参考＞ 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 31 号）の概要

項 目	内 容
改正の趣旨	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、市町村による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。
改正の概要	1. 介護情報基盤の整備 2. 介護サービス事業所の財務状況等の見える化 3. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取り組みに係る努力義務 4. 看護小規模多機能型居宅介護サービス内容の明確化 5. 地域包括支援センターの体制整備等

2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

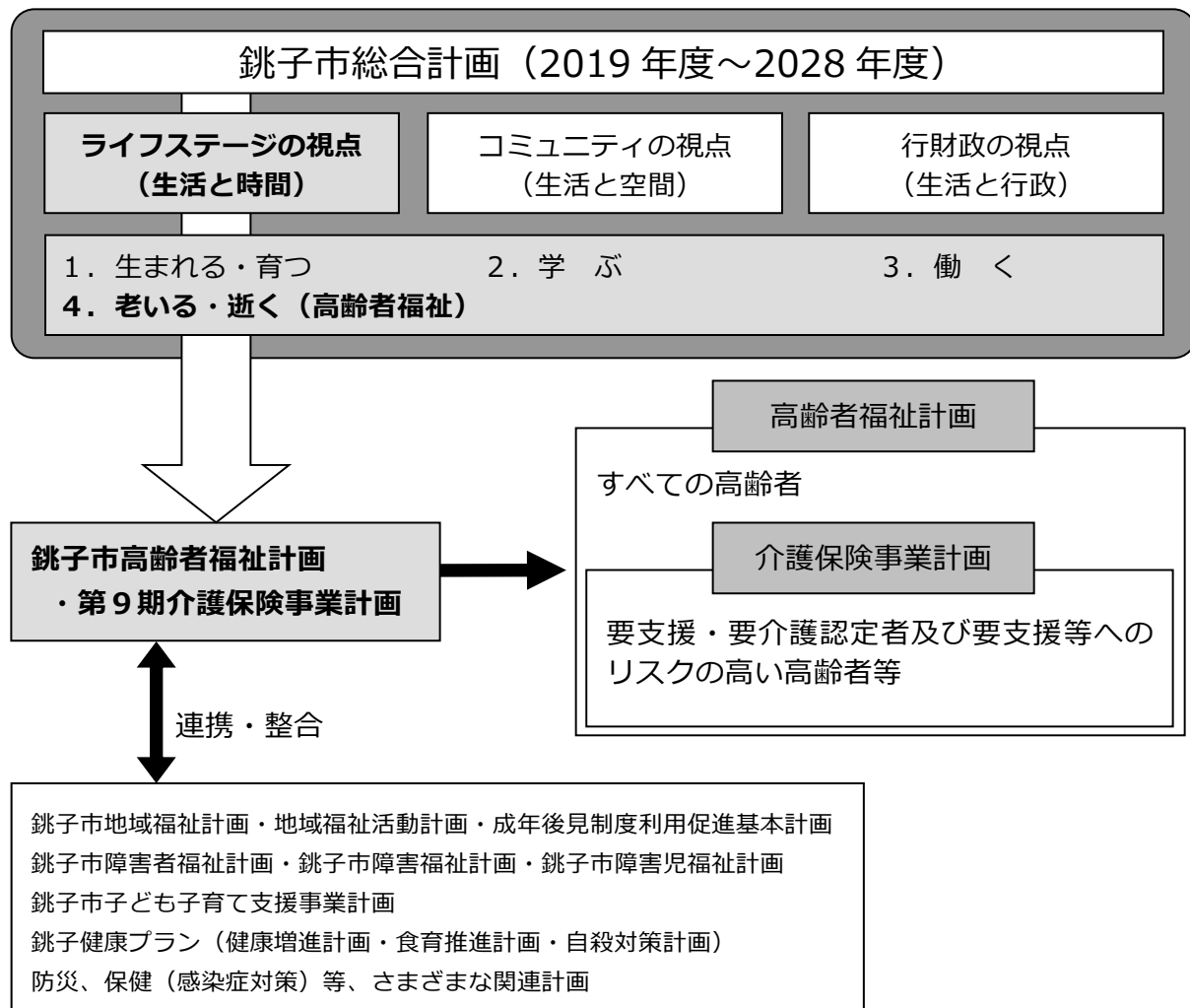
高齢者福祉計画は、老人福祉法（第 20 条の 8）、介護保険事業計画は、介護保険法（第 117 条）の規定に基づくものです。高齢者の福祉施策の総合的推進を図るため、一体的な計画として策定します。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、「銚子市総合計画（2019 年度～2028 年度）」の高齢者に関する分野と関わりのあるものです。

また、本計画は、地域福祉、障害者等の福祉計画をはじめとする市の関連計画、国や県の関連計画との連携・整合を図りながら策定、推進します。

◇計画の位置づけ



(3) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、介護保険法第 116 条第 1 項の規定に基づき国が定める基本指針により、様々な意見などを反映することとしています。

ア 計画の策定機関

被保険者代表をはじめ、保健・医療・福祉関係機関の代表者や学識経験者、サービス事業者等からなる『銚子市介護保険事業等運営協議会』において、介護保険事業等の実情を踏まえ、計画策定に関わる協議を重ねました。

イ アンケート調査の実施

令和 4 年度に要介護認定を受けていない高齢者の生活実態や高齢者リスクを把握するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、在宅での介護状況を把握する「在宅介護実態調査」を実施しました。

また、令和 5 年度には、介護サービス事業所を対象とした、「介護サービス事業所等実態調査」を実施し、本市の高齢者を取り巻くさまざまな状況やニーズの把握を行いました。

ウ パブリックコメントの実施

本計画の素案について広く市民の意見を聞き、本計画に反映していくために、令和 6 年 1 月 5 日（金）から令和 6 年 1 月 19 日（金）までパブリックコメントを実施しました。

（４）計画の推進体制

本計画に関する進捗状況の管理や取り組みに関する成果の確認、介護保険サービス事業者の提供するサービスの内容については、『銚子市介護保険事業等運営協議会』において定期的に点検・評価します。

また、関係する機関との緊密な情報交換と連携に努め、効果的・効率的な計画の推進を図ります。

地域包括支援センターの設置・運営については、『銚子市地域包括支援センター運営協議会』、地域包括ケアシステム構築に向けたあり方については、『銚子市地域包括ケアシステム推進会議』、地域密着型サービスの指定等については、『銚子市地域密着型サービス運営委員会』のなかでそれぞれ協議、検討します。

◇本計画の進行管理

- ① 計画の全体的な進捗状況
 - ・進捗状況を必要に応じて点検し、計画年度内の達成状況を考察
- ② 関係各課の事業の推進及び連携状況の評価
 - ・事業達成状況と進捗状況の点検
 - ・庁内の連携・総合的な推進の考察
- ③ 介護保険サービス事業者の提供するサービスの内容及び相互連携の評価
 - ・サービス事業者の提供するサービスの質や量
 - ・サービス提供事業者間の連携状況の評価
- ④ 市民及び利用者のサービスに対する評価
 - ・市民の満足度や要望等の点検

3 計画期間

本計画は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 か年を期間とします。

団塊世代が 75 歳になり地域包括ケアシステム構築の一定の目途となる令和 7 年（2025 年）、担い手世代が急減すると見込まれる令和 22 年（2040 年）頃を見通した計画となります。

◇計画の期間

	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	備 考
第 8 期 計画	■	■	■				令和 3 ～ 5 年度
第 9 期 計画 (本計画)			□ 見直し	■	■	■	令和 6 ～ 8 年度 (2040 年の長期的な視 点も踏まえる。)
第 10 期 計画 (予定)						□ 見直し	令和 9 ～ 11 年度

4 日常生活圏域の設定

平成18年度より、市全域を市民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情等の社会的要因と介護保険給付対象サービスを提供するための施設整備状況等を勘案して区分けし、日常生活圏域として設定しています。

本市においては、小学校区など従来からの行政区としてのまとまりや、道路・交通網などサービスを利用する際の便利さ、地区社会福祉協議会など住民組織のまとまりの3つの視点から、市の区域を3つの日常生活圏域に区分しています。

日常生活基盤と密接な関係にあるサービス事業所については、それぞれの生活圏域ごとに地域の特性を踏まえて整備します。

◇日常生活圏域の区域区分

圏域	町丁名
第1日常生活圏域	外川町1・2・3・4・5丁目 外川台町 長崎町 犬吠埼 君ヶ浜 犬若 潮見町 高神東町 高神西町 天王台 高神原町 小畑町 小畑新町 名洗町 川口町1・2丁目 植松町 明神町1・2丁目 笠上町 黒生町 海鹿島町 榊町 愛宕町 清水町 幸町1・2丁目 弥生町1・2丁目 本町 仲町 通町 橋本町 港町
第2日常生活圏域	粟島町 内浜町 竹町 和田町 田中町 新地町 浜町 後飯町 飯沼町 東町 馬場町 南町 陣屋町 前宿町 新生町1・2丁目 中央町 末広町 双葉町 妙見町 台町 東芝町 西芝町 栄町1・2・3・4丁目 若宮町 大橋町 三軒町 唐子町 清川町1・2・3・4丁目 八幡町 東小川町 西小川町 南小川町 北小川町 春日町 春日台町 上野町 三崎町1・2・3丁目 松本町1丁目 長塚町6・7丁目 松岸見晴台 垣根見晴台 見晴台 新町 八木町 小浜町 親田町 常世田町
第3日常生活圏域	今宮町 松本町2・3・4・5・6丁目 本城町1・2・3・4・5・6丁目 長塚町1・2・3・4・5丁目 松岸町1・2・3・4丁目 垣根町1・2丁目 柴崎町1・2・3・4・5・6・7丁目 四日市場町 四日市場台 余山町 三宅町1・2・3丁目 赤塚町 高野町 芦崎町 高田町1・2・3・4・5・6・7丁目 岡野台町1・2・3・4丁目 三門町 中島町1・2丁目 正明寺町 船木町 白石町 野尻町 小船木町1・2丁目 塚本町 忍町 猿田町 茶畑町 長山町 小長町 富川町 森戸町 笹本町 豊里台1・2・3丁目 桜井町 諸持町 宮原町

◇日常生活圏域図



Ⅱ 基本的な考え方

1 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

本市の高齢者福祉・介護等における取り組みにあたっての基本理念について、次のように考えます。

**みんなが支えあい すこやかに暮らせる
福祉のまちづくり**

(2) 基本目標

基本理念に基づき、取り組みを進めるなかで、将来的に本市が目指すべき姿について、次のように掲げます。

- ◆ 住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまち
- ◆ 住み慣れた地域ですこやかにいきいきと暮らすことができるまち
- ◆ 住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるまち

「地域包括ケアシステムの構築（深化・推進）」や「地域共生社会の実現」など、本計画をめぐる包括的かつ中・長期的な考え方を踏まえ、これまでの計画や取り組みを継承するとともに、人生 100 年時代といわれるなかで、住み慣れた地域ですこやかに安心して生活を送ることができるように、地域全体が高齢者の取り巻く課題を認識し、高齢者をはじめすべての市民が元気に、そして互いに支えあいながら生活できる銚子を目標に高齢者施策を推進します。

◇基本理念や基本目標における関連指標

指 標
現在の幸福感（0～10 点）

＜現状値＞
平均
7.06 点



＜令和 8 年度＞
増 加

2 基本施策

基本理念と基本目標に基づき、3つの施策を展開し、併せて、介護サービスの充実と介護保険制度の円滑な運営に努めます。

（１）高齢者を支える社会基盤の整備

→ Ⅲ 施策の展開「１」へ

住み慣れた地域での暮らしや、在宅での生活をできるだけ続けられるようにするために、地域包括ケアシステムのさらなる推進を目指します。

このため、「地域包括支援センターの機能強化」を始め、「在宅医療・介護連携の推進」や「地域における支えあいの推進」、「安心・安全なまちづくりの推進」など8つの視点から、高齢者を支える社会基盤の整備を推進し、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

（２）介護予防の推進と高齢者の生きがいづくり

→ Ⅲ 施策の展開「２」へ

健康づくりや社会参加、生きがいづくり等の取り組みを通じて、高齢者が健康でいきいきと暮らすことができる地域づくりを目指します。また、「介護予防・生活支援サービスの推進」の視点では、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みを定め、同時に地域で支えあう体制整備を目指します。

（３）尊厳ある暮らしの支援

→ Ⅲ 施策の展開「３」へ

「認知症施策の推進」「高齢者虐待への対応」「成年後見制度への対応」といった視点から、高齢者の尊厳や権利を守り、自分らしく生きることができるまちづくりを目指します。

（４）介護サービスの充実と施設の整備

→ Ⅳ 介護保険サービスの見込みと介護サービス基盤の整備へ

介護の必要な方が安心してサービスを受けられるよう介護サービスの充実を図るとともに、地域における自立した生活の支援や要介護状態となることの予防支援などの取り組みを推進します。

3 施策の体系

高齢者福祉計画	1 高齢者を支える 社会基盤の整備	(1) 地域包括支援センターの機能強化
		(2) 在宅医療・介護連携の推進
		(3) 地域ケア会議の推進
		(4) 高齢者の住まいの安定的な確保
		(5) 在宅生活の支援 ア 高齢者の見守り体制の充実 イ 介護者への支援の充実
		(6) 地域における支えあいの推進 ア 地域の支えあい体制の整備 イ ボランティア活動の促進
		(7) 安心・安全なまちづくりの推進 ア 生活環境整備への支援 イ 交通安全・防犯・防災知識の普及 ウ 災害及び感染症対策に係る体制整備
		(8) 地域包括ケアシステムを支えるための人材確保 と資質向上及び業務効率化 ア 介護サービス及び地域支援事業の質の向上 イ 介護人材の確保 ウ 業務効率化
	2 介護予防の推進と 高齢者の生きがい づくり	(1) 健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進 ア 各種検(健)診の受診環境の整備と周知啓発の推進 イ 健康的な生活習慣の推進 ウ 健康知識の普及
		(2) 介護予防・生活支援サービスの推進 ア 一般高齢者の介護予防活動の促進 イ 生活機能等の低下の心配が大きい高齢者のための 介護予防活動の促進 ウ 生活支援体制整備の推進
		(3) 生きがいづくりと社会参加への支援
		(4) 高齢者の就労支援
	3 尊厳ある 暮らしの支援	(1) 認知症施策の推進
		(2) 高齢者虐待への対応
		(3) 成年後見制度への対応
	第9期介護保険事業計画	被保険者数・要介護等認定者数の将来推計
		介護等サービスの見込み
		介護保険施設等の基盤整備
		予防給付費・介護給付費の見込み
		介護保険料
		介護保険制度運営の充実

※高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、相互に連携しており、一体的な計画となるものですが、ここでは体系的なイメージとして示しています。

Ⅲ 施策の展開

＜施策展開の背景＞

「地域包括ケアシステム」の充実と

「地域共生社会」の実現に向けて

少子高齢化や人口減少、核家族化等が進み、地域や家庭の暮らしにおける、人と人とのつながりが弱まるなか、誰もが役割を持ち、お互いに配慮し、時に支えあい、必要により「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」が提供されることで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような仕組みづくりについて、これまで「地域包括ケアシステム」としてその構築や推進に取り組んできました。その目途となる2025年を間もなく迎えますが、その後も引き続き、地域の高齢者福祉・介護分野を支える基幹的な考え方として、充実をめざしていきます。

さらに、前期計画からは「地域共生社会の実現」として、地域社会におけるさまざまな分野、制度、関係性などを超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできるコミュニティづくりをめざすという方向性を掲げています。

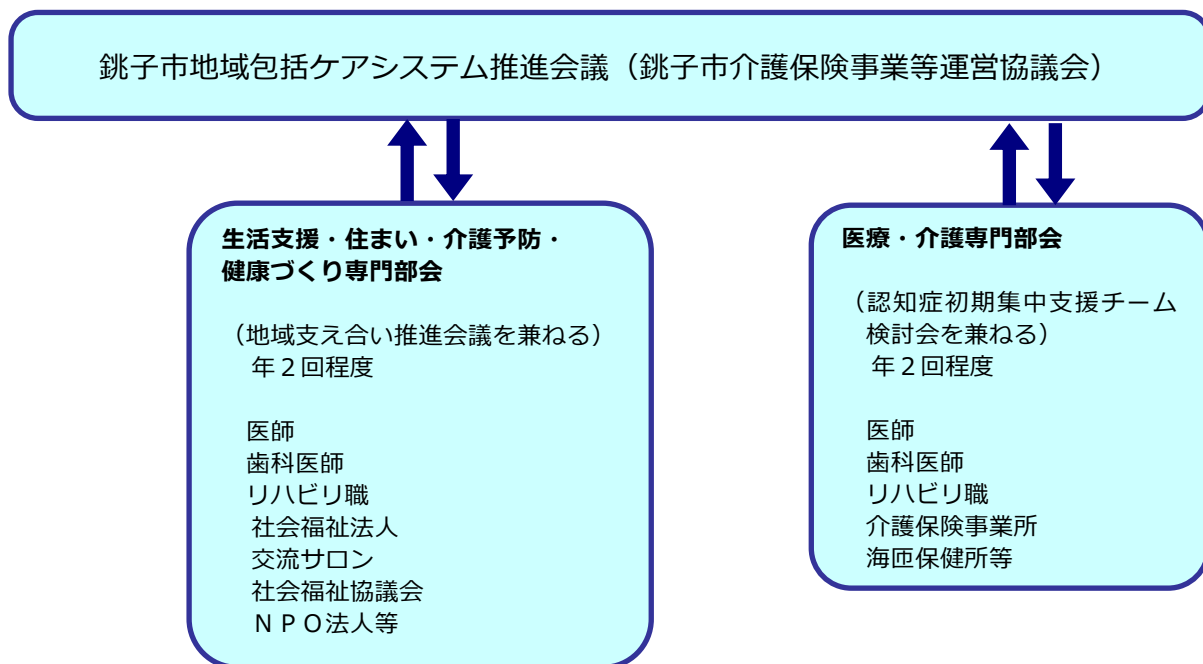
本計画における施策の展開にあたっては、こうした考え方を背景として、今後も、高齢者や取り巻く環境づくりへの支援を進めていきます。

◇「地域包括ケアシステム」と「地域共生社会」

	地域包括ケアシステム	地域共生社会
考え方	介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が包括的・一体的に提供される体制・システムのこと。	制度や分野などの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
経緯	本計画では、第6期（2013年）から取り入れられました。	本計画では、第8期（2021年）から取り入れられました。

◇地域包括ケアシステム推進のための組織図

地域包括ケアシステム構築の推進体制（令和6年度～令和8年度）



専門部会	協議事項
生活支援・ 住まい・介護予 防・健康づくり 専門部会	高齢者の在宅生活を支えるためのボランティア、NPO法人、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体による、重層的な生活支援サービスの構築（高齢者の交流の場、見守り、外出支援、家事支援等）、社会資源・高齢者のニーズ把握、住環境の整備と居住支援、また、体操等の活動を行う住民運営の通いの場の創出と、人と人とのつながりが継続できるような地域づくり、生活習慣病予防や介護予防が一体となった、市民への健康教育の推進、健康寿命の延伸のための施策等
医療・ 介護専門部会	在宅医療と介護の連携強化、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築、認知症の方にやさしい地域づくり、認知症への理解を深めるための啓発のあり方、認知症の状態に応じた認知症ケアの体制づくり等

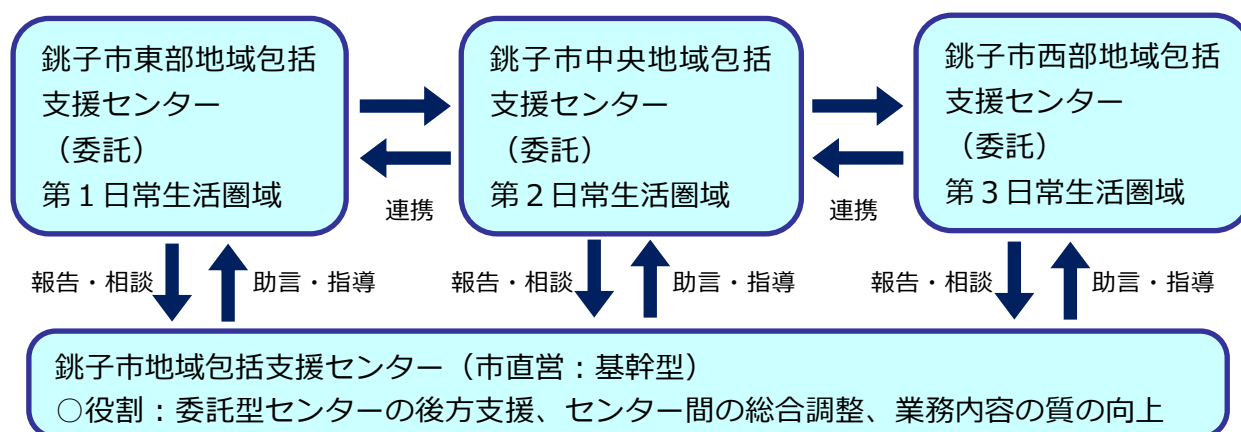
1 高齢者を支える社会基盤の整備

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、市内 3 つの日常生活圏域に委託型の地域包括支援センターを 1 か所ずつ設置しています。また、高齢者福祉課内に、基幹型地域包括支援センターを設置し、それぞれの役割を分担しながら、一体的な運営体制の充実を図ります。

主な取組	事業内容	担当課・機関
地域包括支援センターの体制整備	居宅支援事業所等地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、地域住民への支援をより適切に行う体制整備を図ります。また、地域包括支援センターを幅広く周知し、認知度の増加に努めます。	高齢者福祉課 地域包括支援センター
介護予防支援の指定対象の拡大	介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大します。	高齢者福祉課 地域包括支援センター
関係機関との連携強化	高齢者の問題を解決するため、地域ケア会議等を開催し、地域の関係者との連携強化を推進します。また、障害や子育て等の重層的な問題を抱えたケースの増加に伴い、関係機関への積極的な働きかけを行います。	高齢者福祉課 社会福祉課 子育て支援課 健康づくり課 地域包括支援センター
高齢者の相談窓口としての強化	高齢者の総合相談窓口として、住民に対する周知を更に推進します。また、対応件数の増加や相談内容の複雑化が見られるなか、対応職員の資質向上を図ります。	高齢者福祉課 地域包括支援センター

◇地域包括支援センターの体制



◇実績

高齢者福祉総合相談延べ件数（地域包括支援センター分）

（単位：件）

事業名等 \ 年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末現在)
総合相談支援業務（高齢者の介護生活等に関する相談）	12,733	13,105	9,276
権利擁護業務	1,747	1,886	973
包括的継続的ケアマネジメント業務（介護支援専門員への支援）	1,090	995	838
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援等（要支援1・2の介護保険サービスの調整等）	4,009	4,454	3,815
任意相談（介護相談等）	14	4	4
その他（高齢者以外の相談）	163	58	159
計	19,756	20,502	15,065

(2) 在宅医療・介護連携の推進

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、半数以上の高齢者が、自宅で最期を迎えることを希望しています。その希望を叶え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、在宅医療と介護の連携が不可欠です。在宅療養者の生活の場において、医療と介護の連携した対応が求められる 4 つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）を意識し、PDCA サイクルに沿った事業展開に取り組みます。

また、社会保障審議会医療部会にて、かかりつけ医機能が発揮される制度整備の施行に向けた検討が行われているため、その協議の結果を考慮しながら、医師会と協働し、在宅医療・介護連携の推進を図ります。

主な取組	事業内容	担当課・機関
在宅医療・介護に関する情報提供	医療機関や介護事業所での、在宅医療・介護に関する状況について把握し、市民や関係者に対して情報提供します。また、関係者向けに作成している、在宅医療・介護の情報を集約した「医療介護連携ハンドブック」の内容の充実を図ります。関係者向けの「居宅介護支援事業所一覧」や「通所サービス事業所一覧」を作成し、活用を図ります。	高齢者福祉課 在宅医療・介護連携支援センター
切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築	医療・介護等の関係者が参画する医療・介護推進委員会や専門部会等を開催し、相互の情報共有や理解促進に取り組み、医療・介護関係者が連携し、在宅医療と介護が切れ目なく、一体的に提供される体制の構築に向け必要な取り組みを進めます。	高齢者福祉課 在宅医療・介護連携支援センター
医療・介護関係者の情報共有の支援	医療関係者と介護支援専門員の情報共有ツール（医療と介護の連携シート）の作成、活用を推進します。その一環として、高齢者の在宅生活を支えるため、高齢者の状態変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな連絡調整が可能となるよう、情報連携ツールを整備します。	高齢者福祉課 在宅医療・介護連携支援センター
在宅医療・介護連携に関する相談の支援	医療・介護関係者からの相談を受け、その連携を支援する「在宅医療・介護連携支援センター」の周知を図ります。また、地域の在宅医療・介護の社会資源の把握と集約を行い、相談に応じた支援ができるようにします。	高齢者福祉課 在宅医療・介護連携支援センター
医療・介護関係者の研修	医療・介護関係者の連携を推進するため、看取りや認知症の対応等をテーマとした、多職種の顔が見える関係づくりにつながる研修会を開催します。	高齢者福祉課 在宅医療・介護連携支援センター

主な取組	事業内容	担当課・機関
地域住民への普及啓発	住み慣れた地域で住み続けられるためには、本人・家族の選択と心構えが必要とされています。高齢者が自身を振り返り、今後を考える機会となるよう「エンディングノート」の配布・講座の開催など普及啓発に努めます。	高齢者福祉課 在宅医療・介護連携支援センター
介護情報基盤の整備	医療・介護間の連携を強化し、多様な主体が協働して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化、推進するため、市・高齢者・介護事業所・医療機関等が医療・介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備します。なお、共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中であるため、医療DX推進本部で協議・検討されているガバメントクラウド（介護保険）の内容把握に努めます。	高齢者福祉課

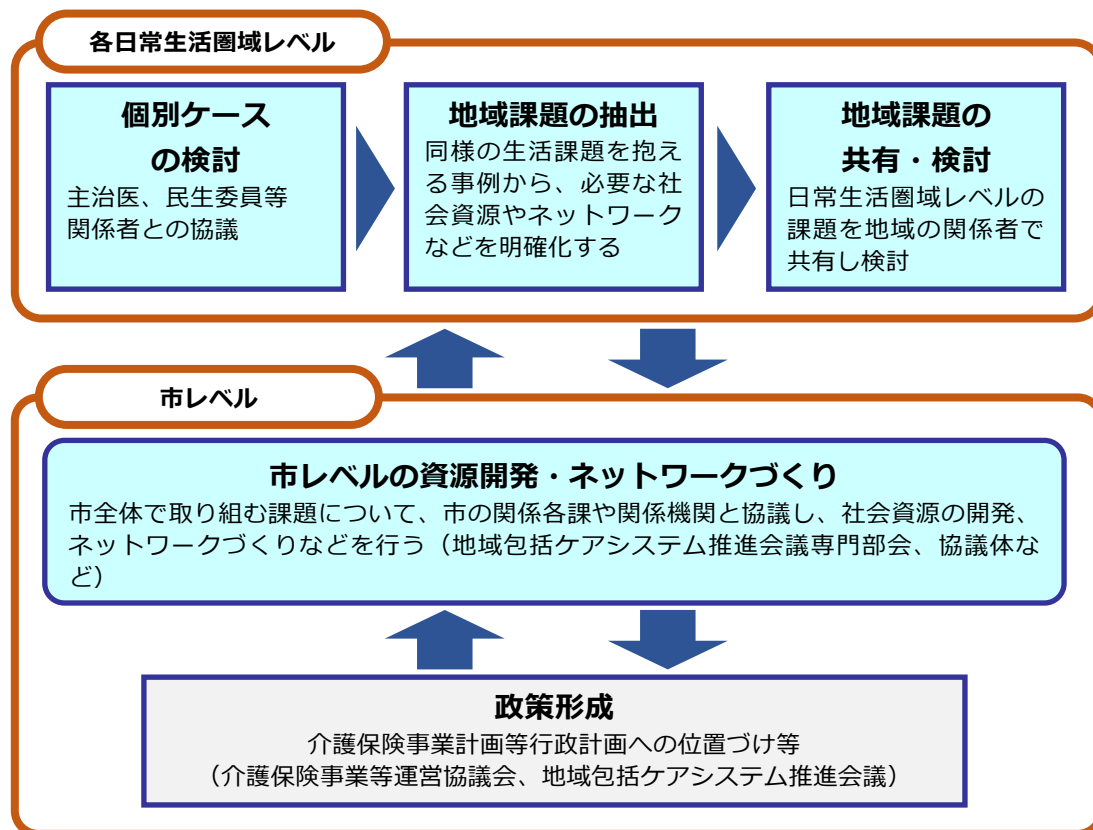
（３）地域ケア会議の推進

高齢者個人に対する支援の充実と社会基盤の整備（地域づくり）を両輪として進めるため、地域ケア会議は、地域包括ケアシステム構築の実現に有効な手法です。

各日常生活圏域レベルの個別地域ケア会議を積極的に開催し、関係者との話し合いを通じて役割分担や見守り体制について連携を強化します。また、個別地域ケア会議から把握出来た地域課題について市レベルの地域ケア推進会議で検討し、介護保険事業等運営協議会等で政策形成に向けた協議を行います。

その他、薬剤師、リハビリ職、管理栄養士など多職種とともに自立支援や介護予防に向けた「自立支援・介護予防型地域ケア個別会議」を開催し、より良いケアマネジメントやケアが展開できるよう支援します。

◇銚子市の地域ケア会議の概要



（４）高齢者の住まいの安定的な確保

本市においては、持ち家率が高く、住まいは充足していますが、高齢者自身の生活状況やその変化に対応した住まいを選択できるような多様な居住環境の確保に努めます。施設の関連情報を把握するとともに、利用者や相談などに対する情報提供を行います。

また、地域ケア会議から見えてくる地域課題を推進会議や専門部会の場で協議・検討します。

種類	施設概要及び方向性	担当課・機関
有料老人ホーム	高齢者が入居する施設で、介護サービスを提供するなど、支援の必要な高齢者にとっての暮らしやすさに配慮した施設です。 利用を希望している方が安心して利用することができるよう、施設に関する情報提供に努めます。	高齢者福祉課
軽費老人ホーム （ケアハウス）	自宅での生活が困難な高齢者に住宅を供給し、低額な料金で食事の提供等を行う施設です。 既存施設におけるサービス提供体制の充実や、連携強化に努めます。	高齢者福祉課
養護老人ホーム	自宅での生活が経済的、環境的に困難な高齢者の生活の場です。市役所に申請後、市が入所を決定します。 高齢者の心身の状態や生活状況に応じて、入所措置を行います。	高齢者福祉課
サービス付き高齢者 向け住宅	安否確認や生活相談を基本とし、サービスが提供される住宅です。多様な介護ニーズの受け皿となりえることから、住環境施策との調整を図りながら整備促進を図ります。なお、将来、入居者の認知機能の低下が著しくなった場合の対応として、他の介護サービスを勘案する必要があります。	高齢者福祉課 都市整備室
県営住宅・市営住宅	公営住宅として、経済面等で住まいの確保が困難な方に対し提供される住宅です。	都市整備室

<参考> 高齢者の住まいに関わる地域資源の状況

	有料老人 ホーム	軽費老人 ホーム	養護老人 ホーム	サービス付き 高齢者向け住宅	県営住宅 ・市営住宅
銚子市	37 人	130 人	40 人	59 戸	県 343 戸 市 420 戸

(5) 在宅生活の支援

高齢者と介護者の支援として、介護保険制度で困難なサービスの提供や、民生委員や民間事業者の見守り活動と連携し、支えあう地域づくりを推進します。また、支援を必要とする人へ適切な支援が提供できる体制づくりを進めます。

ア 高齢者の見守り体制の充実

ひとり暮らしの高齢者の居宅訪問や、地域の民間企業等の協力を得て、見守り体制の充実を図ります。

主な取組	事業内容	担当課・機関
緊急通報システム事業	緊急通報装置をひとり暮らし高齢者（市民税非課税）に貸与し、病気や緊急時の安否確認と緊急時の迅速な対応に加え、健康・医療相談を実施します。申請時に協力者がいない等の問題も出てきており、より良いサービスが提供できるよう検討します。	高齢者福祉課
銚子市見守りネットワーク事業	事業者との連携を強化し、地域における見守り体制の推進、拡大に取り組みます。高齢者と接する機会の多い民生委員をはじめ、民間事業者と協定を締結しています。 (令和5年12月末現在 13事業所)	高齢者福祉課
高齢者実態把握事業	ひとり暮らし高齢者等の生活実態や健康状態を把握し、介護予防に視点を置いて、必要な支援やサービスにつないでいきます。	高齢者福祉課 地域包括支援センター

イ 介護者への支援の充実

在宅介護が重視されるなかで、支援が必要な高齢者だけではなく、家族介護者を含め支えていくために、ヤングケアラーも含めた家庭における介護負担軽減のための取り組みを進めることが重要です。家族介護者の支援ニーズの把握や家族が相談しやすい環境づくりに努めます。

主な取組	事業内容	担当課・機関
家族介護慰労金支給事業	市民税非課税世帯で、過去 1 年間に介護保険サービスを利用していない、在宅の要介護 4・5 の介護者に慰労金を支給します。（年額 10 万円）	高齢者福祉課
家族介護教室	高齢者を介護している家族等が、介護に関する知識や技術、健康管理について学ぶ機会と参加者同士の交流の場を確保することで、介護者の介護負担や不安の軽減を図ります。	高齢者福祉課
介護離職の防止	事業者や労働関係機関と連携し、職場環境改善に関する普及啓発など制度の周知に努めます。	高齢者福祉課 産業振興室
紙おむつ給付	要介護 3 以上の認定者を在宅で介護している家族等（市民税非課税世帯）に紙おむつを給付します。	高齢者福祉課
家族介護者の相談支援の充実	老老世帯、就労・子育て世帯、ヤングケアラー等多様な世代の家族介護者を支えていくために、他分野の施策を担う関係機関と緊密な連携を図り、効果的な支援に繋げていきます。	高齢者福祉課 地域包括支援センター
ヤングケアラーへの支援	県や関係機関と連携し、ヤングケアラーの支援に関する窓口や、研修会などの周知に努めます。	指導室

(6) 地域における支えあいの推進

ボランティアや住民組織が、地域で自主的に取り組む地域福祉活動ができる様に、活動の周知、啓発など支援を行います。

ア 地域の支えあい体制の整備

社会福祉協議会等と連携し、高齢者福祉にかかるボランティア団体等の活動を支援します。

主な取組	事業内容	担当課・機関
地域ぐるみ福祉ネットワーク事業	地区社会福祉協議会などが行う、独居高齢者の高齢者料理教室やいきいきサロン等に対して支援します。	社会福祉協議会
ボランティア連絡協議会活動支援	銚子市ボランティア連絡協議会の活動に対する支援として、銚子市福祉まつり等へ積極的な協力を行います。	社会福祉協議会 社会福祉室
ボランティア・NPO法人等の活動支援	高齢者福祉にかかるボランティア団体等との連携に努め、積極的な活動を促進します。	社会福祉協議会 高齢者福祉課
介護予防・地域支え合いサポーターフォローアップ講座の開催	介護予防・地域支え合いサポーター養成講座受講者を対象に、「お互い様の支え合い」活動ができる人材育成を促進するため、ボランティア活動の実践に繋げられるようフォローアップ講座を開催します。	高齢者福祉課

◇実績

事業名等		年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域ぐるみ福祉ネットワーク事業	高齢者料理教室		無	無	春日、豊里
	いきいきサロン		無	無	興野、若宮、春日
	福祉サービス		豊里	豊里	豊里

イ ボランティア活動の促進

福祉やまちづくりの観点から、元気な高齢者が担い手側になり、自身の介護予防に繋がるように、多様なボランティア活動を促進します。

主な取組	事業内容	担当課・機関
防犯ボランティアへの支援	住民が行う地域の安全を守るための自主的な防犯活動に対して支援します。	危機管理室
登下校の見守り活動を実施する地域ボランティア（交通安全推進隊）への支援	通学途上の児童、生徒の安全を確保するため、高齢者などが自主的に行う地域ボランティア活動に対して支援します。	危機管理室

（７）安心・安全なまちづくりの推進

世帯あたりの人員が減少し、高齢者単独世帯や高齢者のみ世帯が増加していること、また認知症の方が増加していることから、在宅生活における様々な不安を解消又は緩和し、快適な環境づくりに向けた支援を推進します。

また、外出頻度の減少は、心身の健康状態を悪化させるリスクがあります。高齢者の外出は、介護予防の最たるものであり、気軽に安心して外出できる環境や手段を確保することは非常に重要です。そのため、公共交通機関を活用した移動手段の確保について引き続き検討します。

ア 生活環境整備への支援

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、足腰の痛みや移動手段不足などを理由に外出を控える傾向が見られました。転倒事故を予防するための住宅改修や災害時の家具転倒防止など、日常生活における高齢者の安全対策を支援します。

主な取組	事業内容	担当課・機関
住宅改修費の助成	自宅内の生活動線上における手すりの取り付けや段差解消など、介護保険サービスとして、対象経費（改修費用上限 20 万円）の一部を給付します。	高齢者福祉課
福祉カーの貸し出し	心身障害者及び高齢者へ車いす対応のワゴン車を貸し出します。燃料代は利用者負担です。	障害支援室
家具転倒防止器具等設置費用の助成	地震等での家具転倒を防止する器具等の設置費用を助成します。	障害支援室 高齢者福祉課
住宅リフォーム助成	市内施工業者と契約して住宅リフォームを行う場合に、費用の一部を助成します。	都市整備室
木造住宅耐震診断・耐震改修助成	一戸建て住宅の耐震診断及び改修に必要な経費の一部を助成します。	都市整備室

イ 交通安全・防犯・防災知識の普及

銚子警察署と連携し、多発する高齢者の交通事故防止、生活を脅かす電話de詐欺による被害防止や悪質商法等による消費者被害防止のための啓発活動等を行います。

主な取組	事業内容	担当課・機関
交通安全教室等の開催	シニアクラブや高齢者福祉施設の利用者などを対象とした交通安全教室や高齢者のドライビングスクール等を開催し、交通事故防止を図ります。	危機管理室
後付けによる安全運転支援装置の設置費用の一部補助	高齢運転者によるペダルの踏み間違いや急発進による交通事故を防ぐため、後付けによる安全運転支援装置の設置費用を一部補助します。	危機管理室
防犯講座の開催	高齢者を狙った電話de詐欺などの犯罪による被害を防止するため、高齢者を対象とした防犯講座を開催します。	危機管理室
特殊詐欺対策電話機器等の購入費の一部補助	高齢者を狙った電話de詐欺等の犯罪による被害を防止するため、自動通話録音機能などの防犯対策機能を備えた電話機器等の購入費を一部補助します。	危機管理室
防災講座の開催	高齢者が災害時に適切な避難行動をとることができるよう防災知識の普及を促進するため、高齢者を対象とした防災講座を開催します。	危機管理室
ハザードマップの活用・周知	防災ハザードマップ（WEB版含む。）の活用方法等を周知することで、避難の目安となる災害の想定区域や避難行動等、災害に対する準備や災害時の適切な避難を促します。	危機管理室
防災・防犯メールの登録	防災情報の入手は、複数の方法を活用するよう啓発し、防災・防犯メールの登録を推奨します。登録方法が分からない高齢者には登録作業を代行し、携帯電話等を持たない高齢者の代わりに、家族（遠方に居住する親族なども）の登録を推奨します。	危機管理室
消費者被害防止啓発	複雑化・多様化する消費者問題等に巻き込まれないよう消費者意識の啓発や情報提供体制の強化を図るため、地区のシニアクラブや社会福祉協議会、介護事業者など申込団体の要望、目的に応じて消費生活相談員	消費生活センター

主な取組	事業内容	担当課・機関
	による出前講座を実施します。また、民生委員や介護ヘルパー等と協力して高齢者の消費者トラブルの未然防止に努めます。	
消費生活相談	消費生活相談員による相談を実施します。	消費生活センター

◇実施状況と計画

年 度 事業名等	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
防災・防犯メール 登録者数	7,675 件	7,891 件	7,900 件	8,000 件	8,100 件	8,200 件
消費者被害防止 講座	4 回 894 人	3 回 618 人	8 回 600 人	8 回 700 人	8 回 700 人	8 回 700 人

ウ 災害及び感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や新型コロナウイルスをはじめとする、ウイルス等の感染症対策について、全市的な方向性のもと対応を図ります。

災害時に避難行動要支援者の迅速かつ円滑な支援が行えるよう、高齢者の防災意識の向上を図るとともに、支援体制の整備を図ります。

主な取組	事業内容	担当課・機関
避難行動要支援者名簿の整備と個別避難計画作成の促進	75歳以上のひとり暮らしの方、75歳以上高齢者のみ世帯、要介護3以上または、障害を有する方で、災害時に一人では避難できない方の名簿の作成・管理を進めます。また、ケアマネジャーや民生委員、町内会、自主防災組織等避難支援関係者と連携し、個別避難計画の作成に取り組みます。	危機管理室 障害支援室 高齢者福祉課
介護事業所や介護支援専門員との連携	防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練等を実施します。「介護支援専門員災害対応マニュアル」に基づき、定期的な啓発や研修会を開催します。また、業務継続計画等の策定等についても支援に努めます。	高齢者福祉課

(8) 地域包括ケアシステムを支えるための人材の確保と資質向上及び業務効率化

介護等、高齢者福祉に関わる継続的な人材確保が難しくなっており、今後も、高齢化率の増加とともにさらなる人材不足が予想され、介護現場の環境整備や負担軽減等に取り組む必要があります。ボランティアポイント制度の検討等、長期的な視点のもと検討を進めます。

ア 介護サービス及び地域支援事業の質の向上

主な取組	事業内容	担当課・機関
地域ケア実務者会議	介護職員等の資質向上と関係機関との連携推進に向け、地域ケアに関わる介護・福祉・医療・災害等の研修会を開催します。また、包括的継続的ケアマネジメント支援業務として、地域の介護支援専門員の環境整備の一環としても実施します。	高齢者福祉課 地域包括支援センター
介護支援専門員の資質向上に向けた研修	介護支援専門員の自主組織「てうしケアマネクラブ」と連携し、資質向上や様々な関連する制度の知識取得等を目的とした研修会の開催等、活動を支援します。	高齢者福祉課 地域包括支援センター

◇実施状況と計画

事業名等 \ 年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域ケア実務者会議	2 回 109 人	3 回 140 人	4 回 300 人	4 回 300 人	4 回 300 人	4 回 300 人

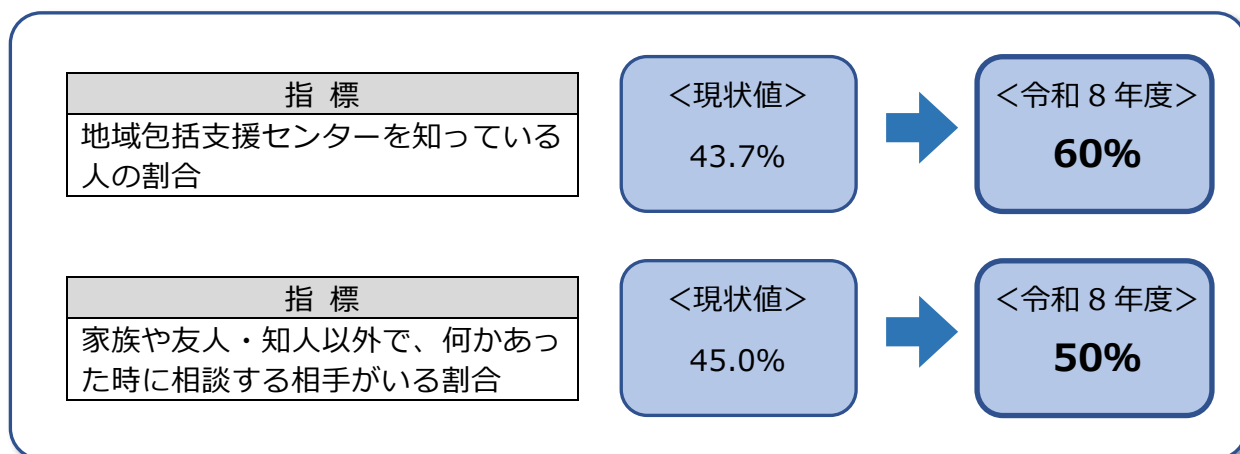
イ 介護人材の確保

主な取組	事業内容	担当課・機関
新たな介護人材の確保と定着促進	介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修の研修費用の助成を行い、新たな人材の確保と質の高いサービスの提供を図ります。 外国人介護人材等の確保や、安全・安心な職場環境づくりに向けたセクハラ・パワハラ等防止対応等、多様な観点から人材確保・定着の促進に努めます。	高齢者福祉課
ボランティア・NPOの育成	地域づくりを我が事と捉え、地域住民自らが率先した活動ができる様に、第2層協議体の活動を支援します。また、「お互い様の支えあい」活動を実践する介護予防・地域支え合いサポーターの養成とフォローアップ講座の開催により、ボランティア活動に繋げられるよう人材育成に取り組みます。	高齢者福祉課
介護に関する入門的研修の開催	家族介護教室の対象者に介護の仕事に興味・関心がある方を含め、内容は入門的研修に定められるプログラムで構成し、全プログラムを受講された方には修了証明書を発行します。 (本研修修了者については、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修課程の一部を免除することが可能。)	高齢者福祉課

ウ 業務効率化

主な取組	事業内容	担当課・機関
事業所等の効果的運営に向けた支援	介護等サービス提供に関わる事業所や施設運営の効率化、サービスの質の向上等、生産性の向上に向け、国や県が実施する様々な施策の周知に努めます。	高齢者福祉課
介護分野の文書に係る負担軽減	個々の申請様式・添付書類や手続きの簡素化、様式例の活用による標準化について、省令一部改正を踏まえて速やかに実施し、事業所等への適切な周知に努めます。	高齢者福祉課
介護分野におけるICT活用	介護現場におけるICT活用を進めるための、各種助成制度などの周知に努めます。 介護分野に関する電子申請・届出システムの使用に向けた準備や情報基盤の活用等を進めます。	高齢者福祉課

◇「基本施策 1 高齢者を支える社会基盤の整備」における関連指標



2 介護予防の推進と高齢者の生きがいづくり

(1) 健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進

平均寿命を見ると、銚子市は千葉県下（54 市町村中）男性 50 位、女性 54 位となっています。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、現在治療中、または後遺症のある病気において、生活習慣を起因として発症すると考えられる疾患が見受けられ、疾病の予防、克服のために健全な生活習慣の定着を図り、健康維持・増進に取り組む必要があります。

銚子健康プランや地域保健活動等の取り組みを進め、健康に関する意識の普及や自分自身の健康は自分で守るという意識向上を図り、健康寿命の延伸に努めます。

◇平均寿命の比較

	男性		女性	
	年齢	順位	年齢	順位
銚子市	80.5 歳	千葉県 50 位	86.5 歳	千葉県 54 位
千葉県	81.5 歳	全国 23 位	87.5 歳	全国 20 位
全国	81.1 歳	世界 4 位	87.1 歳	世界 1 位

資料：令和 4 年簡易生命表(全国)・令和 2 年都道府県生命表(千葉県・銚子市)

◇主要死因別死亡状況（令和 2 年・上位 10 位）

（単位：人、％）

順位	銚子市				千葉県				全国			
	死因	死亡者数	人口 10 万人対死亡率(人)	総死亡者数に占める割合	死因	死亡者数	人口 10 万人対死亡率(人)	総死亡者数に占める割合	死因	死亡者数	人口 10 万人対死亡率(人)	総死亡者数に占める割合
1	悪性新生物	249	426.1	26.0	悪性新生物	17,709	281.8	28.5	悪性新生物	378,385	300.0	27.6
2	心疾患	186	318.3	19.4	心疾患	9,663	153.8	15.6	心疾患	205,596	163.0	15.0
3	肺炎	83	142.0	8.7	老衰	5,758	91.6	9.3	老衰	132,440	105.0	9.6
4	脳血管疾患	76	130.1	7.9	脳血管疾患	4,555	72.5	7.3	脳血管疾患	102,978	81.6	7.5
5	老衰(5 位)	34	58.2	3.5	肺炎	3,953	62.9	6.4	肺炎	78,450	62.2	5.7
6	不慮の事故(5 位)	34	58.2	3.5	誤嚥性肺炎	1,695	27.0	2.7	誤嚥性肺炎	42,746	33.9	3.1
7	大動脈瘤解離	21	35.9	2.2	不慮の事故	1,425	22.7	2.3	不慮の事故	38,133	30.2	2.8
8	慢性閉塞性肺疾患	18	30.8	1.9	腎不全	1,065	16.9	1.7	腎不全	26,948	21.4	2.0
9	腎不全	14	24.0	1.5	自殺	1,050	16.7	1.7	血管性及び詳細不明の認知症	20,815	16.5	1.5
10	肝疾患	13	22.2	1.4	大動脈瘤解離	848	13.5	1.4	自殺	20,243	16.0	1.5

資料：銚子市統計書(千葉県衛生統計年報)

ア 各種検（健）診の受診環境の整備と周知啓発の推進

各種検（健）診の受診体制等を整備し、疾病予防の推進に取り組みます。

① 主体的に健康づくりに取り組めるような支援

市民の健康行動への励みになるようインセンティブの導入、具体的には健康づくりに繋がる行動にポイントを付与して、たまったポイントに応じて景品を贈るという方法を検討します。

② 受診しやすい環境の整備

集団健診と個別健診を市民の利便性を考慮し、併用して実施します。また、受診機会を拡大させるため、集団健診を土・日に実施することや検（健）診によっては予約制で実施する等、受診しやすいよう実施します。

③ 検診情報のPR活動を展開

受診のきっかけは個別通知が一番有効であると思われるので、個別通知の郵送を継続していくほか、広報ちょうし、ホームページや市の公式LINE、保健事業を通してのPR活動を推進します。

主な取組	事業内容	担当課・機関
各種検（健）診体制等の充実	がん検診（胃・大腸・肺・乳・子宮）をはじめ、各種健診（特定健康診査・後期高齢者の健康診査・骨粗しょう症検診・歯周疾患検診）の実施や人間ドック受診の助成を行います。	保健事業室 保険年金室

◇実施状況と計画

（単位：％）

事業名等 \ 年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 （目標）
特定健康診査受診率	35.0	36.2	36.8 （実績見込）	40.0	42.0	44.0
後期高齢者の健康診査受診率	22.1	23.9	23.8 （実績見込）	36.0	36.8	37.6

※目標値：特定健康診査受診率は、銚子市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）から、後期高齢者の健康診査受診率は、千葉県後期高齢者医療広域連合第3期高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）からそれぞれの数値を記載

イ 健康的な生活習慣の推進

あらゆる機会を通して、市民一人ひとりが自分にあった健康づくりや食生活等の健康的な生活習慣を確立することができるよう支援します。

主な取組	事業内容	担当課・機関
健康づくり相談	保健師・管理栄養士・歯科衛生士が個人に合った健康知識の提供・生活習慣の改善を目指し、分かりやすい教材を活用し、具体的な助言を行います。その他、窓口や電話での相談にも、随時対応します。	保健事業室
歯科健康相談	多くの市民が集う特定健診などの機会を活用し歯や口腔に関する助言を行います。	保健事業室
特定保健指導	特定健診の結果から、生活習慣病のリスクが重複している方に対して、生活習慣の改善に取り組んでいただくために、保健師・管理栄養士が 3 か月間支援します。面接のほか、電話やメールでの対応等、個々の状況に対応した方法を取り入れます。	保健事業室

ウ 健康知識の普及

保健師や管理栄養士が食生活健康推進員とともに、減塩活動や生活習慣病予防の健康情報の発信に努めます。

主な取組	事業内容	担当課・機関
集団健康教育	市民の健康づくりを目的に、健康学習・生活習慣病改善に必要な知識の啓発活動を推進します。具体的には医師や保健師、管理栄養士等が協働し、講演会や地域、学校等に出向いて実施します。	保健事業室
食生活健康推進員活動	住民に対する健康づくりに関する情報等の伝達活動の取り組みを積極的に実施します。	保健事業室

(2) 介護予防・生活支援サービスの推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきとした生活が送れるよう、介護予防や生活支援の充実を目指します。

ア 一般高齢者の介護予防活動の促進

地域のつながりのなかで、互いに支えあい、元気なうちから生活機能の低下を予防するための活動に主体的に取り組んでいけるよう、知識の普及や意識啓発、通いの場の創設と継続運営を支援します。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます。

主な取組	事業内容	担当課・機関
介護予防把握事業	委託型地域包括支援センターや民生委員等と連携し、要介護状態となるおそれの高い状態にある高齢者を把握し、介護予防活動へ繋げます。	高齢者福祉課 地域包括支援センター
介護予防普及啓発事業 ・めざせ！健康シニア講座 ・市民ふれあい講座等	65 歳以上の全ての高齢者が、介護予防に向けて自主的な取り組みができるよう、介護予防に関する知識・情報の普及啓発を行います。	高齢者福祉課 地域包括支援センター
地域介護予防活動支援事業 ・ふれあい交流サロン支援 ・介護予防・地域支え合いサポーター養成講座	地域で身近な住民主体の通いの場の設置を推進します。また、地域で介護予防や支えあいのための活動を支援するサポーターの育成を行います。	高齢者福祉課
一般介護予防事業評価事業	地域の介護予防やリハビリテーション活動等の一般介護予防事業について、目標達成状況等の検証を行い、事業評価を行います。	高齢者福祉課
地域リハビリテーション活動支援事業 ・プラチナ体操支援等	地域における介護予防の取り組みを強化するため、「銚子プラチナ体操」団体へリハビリテーション専門職を派遣します。	高齢者福祉課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進 ・シニア健こう教室 ・シニア健こう応援隊等	健診や医療・介護のデータを分析し高齢者個々の状況及び地域の健康課題を把握することで、フレイル(※)予防や疾病・重症化予防が必要な高齢者に対し、個別相談と指導を行います。また、通いの場へ医療専門職を派遣し、運動・栄養・口腔等の健康教育・相談を実施します。	保険年金室 高齢者福祉課 保健事業室

※フレイルとは、加齢により心身の活力（運動機能、認知機能、社会とのつながり等）が低下し、健康な状態と要介護状態の中間的な状態のこと。

◇実施状況と計画

年 度 事業名等		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 (11 月末 現在)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護予防普及啓発事業 (めざせ！元気シニア講座、 市民ふれあい講座等受講延人数)		78 人	489 人	866 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人
ふれあい交流サロン支援 (サロン参加延人数)		1,417 人	2,038 人	1,812 人	2,100 人	2,200 人	2,300 人
介護予防・地域支え合いサポーター養成講座 受講者数(実人数)		15 人	中止	17 人	50 人	50 人	50 人
プラチナ体操団体数及び参加人数		52 団体 (隔週含む) 386 人	52 団体 (隔週含む) 628 人	52 団体 (隔週含む) 582 人	58 団体 (隔週含む) 612 人	64 団体 (隔週含む) 642 人	70 団体 (隔週含む) 672 人
保健事業と 介護予防の 一体的実施	低栄養指導数 (延人数)	66 人	251 人	144 人	200 人	200 人	200 人
	医療専門職 派遣団体数 (延団体数)	4 団体	8 団体	24 団体	21 団体	33 団体	12 団体

イ 生活機能等の低下の心配が大きい高齢者のための介護予防活動の促進（介護予防・日常生活支援総合事業）

要支援 1、2 の介護認定を受けた方や事業対象者(※)と判定された方を対象に、要介護状態になることを予防するため、訪問や通所等、サービス形態の特徴を活かした提供体制の構築を図るとともに、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの効果的な実施を図ります。

社会資源や地域課題を把握し、専門職以外が提供できるサービスの検討・充実を図ります。

主な取組	事業内容	担当課・機関
訪問型サービス	地域の状況に応じて、短期集中サービスや日常生活上の支援・移送に関する事等、幅広い利用者のニーズに応えられるよう、多様な主体によるサービスを検討します。	高齢者福祉課
通所型サービス	地域の状況に応じて、短期集中サービスや緩和型サービスの実施等、多様な主体によるサービスの検討・充実を図ります。	高齢者福祉課

主な取組	事業内容	担当課・機関
介護予防ケアマネジメント	要支援１・２の介護認定者や事業対象者に対する自立支援・重度化防止に資する介護予防ケアプランの作成を地域包括支援センターや介護支援専門員ができるように、研修会やケアプラン振り返り等を実施します。	高齢者福祉課 地域包括支援センター
その他の生活支援サービス	日常生活に対する高齢者ニーズと地域でちょっとした困りごとに対する活動ができる担い手を把握し、マッチングに向けた取り組みができる様に進めていきます。	高齢者福祉課

※事業対象者とは、介護の原因となりやすい生活機能の低下の有無を確認する基本チェックリストを自記式で記入し、生活機能の低下がみられた方。

ウ 生活支援体制整備の推進

「お互い様の支えあい」である互助の重要性を伝える活動ができる第２層生活支援コーディネーターを全ての日常生活圏域に配置し、生活支援の体制を整備します。

また、介護予防・地域支え合いサポーターを養成し、サポーター自身の介護予防と社会参加の推進と担い手づくりを進めていきます。

主な取組	事業内容	担当課・機関
生活支援コーディネーターの配置	市全域の第１層生活支援コーディネーターと市内３ヶ所全ての日常生活圏域に第２層生活支援コーディネーターを配置します。	高齢者福祉課
協議体の設置・運営支援	第２層協議体を設置し、地域の困り事の把握や地域活動ができる人材の発掘などの活動を支援します。	高齢者福祉課
介護予防・地域支え合いサポーター養成講座	地域のサロンやオレンジカフェでの活動や、見守りや話し相手等の地域で活動できるサポーターの養成講座を開催します。	高齢者福祉課

(3) 生きがいくりと社会参加への支援

高齢者が、様々な活動に参加することにより、いつまでも地域でいきいきと暮らせるよう自主活動団体の支援など社会参加を促進するとともに、地域の担い手として、活躍できる場や仕組みづくりについて検討します。また、地域で学び合い仲間づくりを促進するため、高齢者向けの講座をはじめ、高齢者の生涯学習活動を支援します。

主な取組	事業内容	担当課・機関
多様な形態によるボランティア活動や社会参加の促進	ボランティア活動の動機付けの一つとして、ボランティアポイント制度をはじめ、多様なボランティアの仕組みづくりについて検討します。 有償を含むボランティアや就労的活動等、国情報や既存事例も参考にした多様な社会参加のあり方を踏まえた取り組みに努めます。	高齢者福祉課
シニアクラブ活動支援	銚子市シニアクラブ連合協議会の活動である、運動会や芸能大会、グラウンドゴルフ大会、各地域におけるクラブ活動に対し支援し、生きがいくりと社会参加を促進します。	高齢者福祉課
銚子雑学塾の支援	年齢・性別に関係なく誰でも参加できる塾です。塾生の自主企画・自主運営活動に対して支援します。新規参加者の増加を目指し、引き続き広報周知を図ります。	生涯学習室
高齢者学級の開催	シニアクラブ等と協議の上、開催を検討します。	市民センター
歌声の集い	実行委員会と協議の上、開催を検討します。	市民センター
大活字本の購入	弱視の方、高齢者に読みやすい大活字本の収集と提供に努めます。	公正図書館
高齢者向け紙芝居の購入	高齢者施設や通いの場等で活用できる紙芝居の収集と提供に努めます。	公正図書館
生涯学習関連機関等との連携	千葉科学大学や千葉県生涯学習大学校東総学園等、市内の生涯学習関連機関との連携や情報提供等により、高齢者の多様な学びの機会づくりを支援します。	高齢者福祉課
電子図書館の運営	文字の拡大機能や音声読み上げ機能のある電子書籍の提供に努めます。	公正図書館

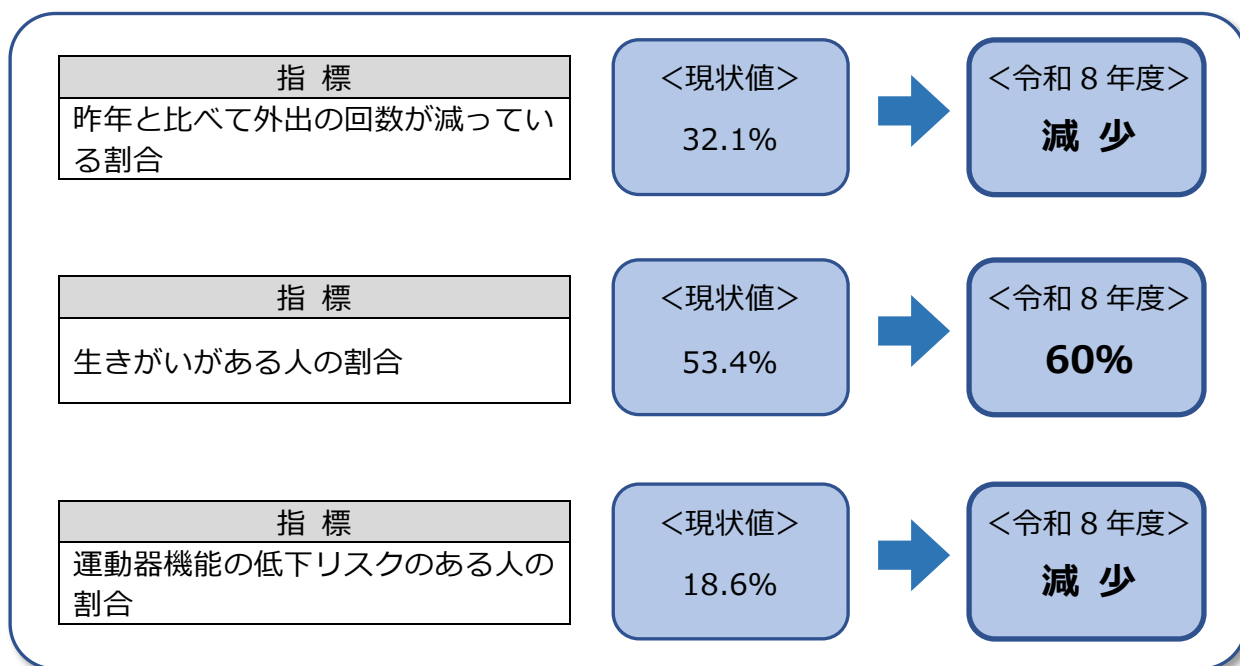
(4) 高齢者の就労支援

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、収入のある仕事をしている割合が多く、定年退職後も、同じ職場や新たな職場で働き続ける方が増えています。

年金受給年齢の引き上げと連動して、生活のためだけではなく、働くことが生きがいとなり、健康や活力の維持につながる等、高齢社会における多様な効果も期待されるなかで、そうした意欲を受け止め、いきいきと働くことのできる環境づくりを推進します。

主な取組	事業内容	担当課・機関
シルバー人材センター活動支援	高齢者の経験や技能を活かした働く機会を提供し、社会参加と生きがい活動を支援します。	高齢者福祉課

◇「基本施策 2 介護予防の推進と高齢者の生きがいづくり」における関連指標



3 尊厳ある暮らしの支援

(1) 認知症施策の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

「認知症施策推進大綱」やその中間評価、「認知症基本法」、さらには今後国が策定する認知症施策推進基本計画等を踏まえるとともに、認知症バリアフリー推進等の考え方のもとで、認知症になっても周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って日常生活を過せる社会を目指し、認知症地域支援推進員を中心に総合的な支援を検討し、認知症施策を推進します。特に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行にむけては、国が今後策定する認知症施策推進計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していく必要があります。

引き続き、普及啓発、適切な医療・介護等の提供、家族介護者への支援、地域における見守り体制の整備に取り組みます。

主な取組	事業内容	担当課・機関
認知症初期集中支援チームの運営	認知症で困っている方や家族からの相談を受け、集中的に専門家チームが関わり、医療や介護の必要な支援につなげます。	高齢者福祉課
認知症地域支援推進員の配置と活動の推進	定期的に「認知症施策を考える会」を開催し、総合的な支援を検討します。また、基幹型、委託型包括支援センター内に認知症地域支援推進員を配置し、普及啓発支援や認知症サポーター養成講座や高齢者疑似体験講座等の開催、認知症カフェの開設・チームオレンジ(※1)の結成等を支援します。	高齢者福祉課 地域包括支援センター
認知症サポーター養成講座	認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの証しとして缶バッジを配付し、サポーター数の増加を目指します。講座を受講した企業に「認知症の方を応援する、認知症の方や家族にとってやさしい店」の証となる、認知症サポーターステッカーを交付します。 また、認知症サポーターの次のステップとして、チームオレンジも各日常生活圏域で結成します。	高齢者福祉課 地域包括支援センター
普及啓発と情報提供の充実	認知症ケアパス(※2)の改訂、配布に取り組みます。また、世界アルツハイマーデー及び月間等様々な場面で、普及や啓発活動を行います。	高齢者福祉課 地域包括支援センター
徘徊高齢者等家族支援事業	在宅の徘徊高齢者を介護している家族に対し、徘徊探索サービスの初期費用に係る経費の一部を助成します。また、認知症高齢者を抱える家族のために、交流会等を開催します。	高齢者福祉課

主な取組	事業内容	担当課・機関
認知症ＳＯＳネットワーク事業	徘徊の恐れがある高齢者の事前登録を推進し、警察や関係機関と協力して、行方不明になった認知症高齢者を早期に発見します。	高齢者福祉課 地域包括支援センター
認知症カフェ開設支援補助事業	3つの日常生活圏域に各2か所のカフェの開設を促進するため、開設費の一部を助成します。	高齢者福祉課
認知症高齢者見守りシール交付事業	徘徊の恐れがある高齢者に対し、事前登録するシステムを利用した二次元コード付きシールを交付し、行方不明になった際に、二次元コードを読み取ることにより、瞬時に発見通知メールを送信し、早期の発見と適切な保護を図ります。	高齢者福祉課

※1：チームオレンジとは、認知症サポーターが、自主的に行ってきた活動をさらに一歩前進させ、チームを編成し、認知症の人や家族に対する生活支援を行う。

※2：認知症ケアパスとは、認知症の状態（症状や進行）にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、わかりやすく示したものの。

◇実施状況と計画

（単位：人、箇所）

年 度 事業名等		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度 (見込み)	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
認知症サポーター養成講座受講者数		266	252	211	200	200	200
ステッカー交付事業所数		5	2	3	6	6	5
カフェ 設置数	第1日常生活圏域	2	2	2	2	2	2
	第2日常生活圏域	1	1	1	1	1	2
	第3日常生活圏域	1	1	1	1	1	2

(2) 高齢者虐待への対応

高齢者虐待防止法に基づき、養護・介護者等からの高齢者虐待を早期に発見し、適切に対応するため、保健、医療、福祉、介護関係者への周知や関係機関との連携を強化し、高齢者虐待対応のネットワークづくりを推進します。

適切な行政権限行使により、虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導・助言等を行い、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止に取り組みます。また、養護者に該当しないものによる虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止にも取り組みます。

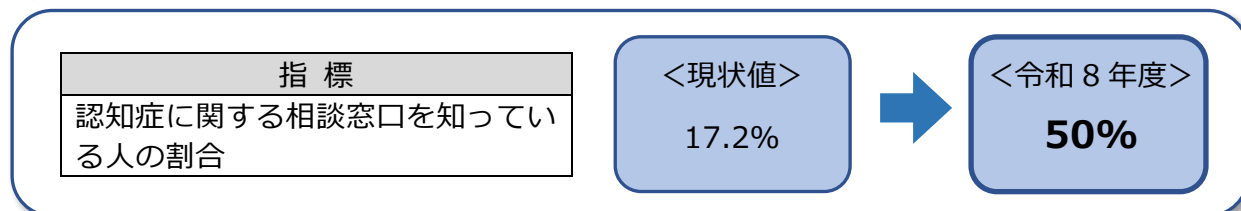
主な取組	事業内容	担当課・機関
虐待対応ネットワークの推進	地域包括支援センターが受理した虐待事例について、虐待の有無と緊急性の判断、対応方針を決定するコアメンバー会議の開催や、虐待解消に向けた関係者会議の充実を図ります。	高齢者福祉課 地域包括支援センター
高齢者虐待等緊急一時保護事業	高齢者虐待等により緊急保護を要する高齢者に対し、老人短期入所施設などに一時的に避難する場を確保します。	高齢者福祉課

（３）成年後見制度への対応

親族からの支援がない認知症高齢者等に対し、成年後見制度の周知や適切な利用支援を推進し、必要となる市民後見人の確保に向けた取り組みを推進します。

主な取組	事業内容	担当課・機関
成年後見制度の推進	地域包括支援センターの専門職を中心に、成年後見制度の周知や活用促進の周知に取り組みます。	障害支援室 高齢者福祉課 地域包括支援センター
成年後見制度利用支援事業	判断力の低下した高齢者の権利擁護を図るため、成年後見制度を利用する高齢者に利用支援を行います。また、状況に応じて後見人への報酬の助成を行います。	障害支援室 高齢者福祉課 地域包括支援センター
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。	障害支援室 高齢者福祉課
日常生活自立支援事業	十分な判断が難しい高齢者に対し、福祉制度の利用手続きや各種契約のための相談、金銭管理等の援助を行い、地域において自立した生活が送れるよう支援します。	社会福祉協議会
家族信託や後見制度支援信託等権利擁護支援策の検討	近隣市や一般社団法人東総権利擁護ネットワーク、社会福祉協議会等関係機関が協力して、権利擁護に関わる支援や制度の利用促進に取り組みます。	障害支援室 高齢者福祉課
成年後見制度の利用の促進	令和５年３月に策定した「銚子市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等により、成年後見制度の相談・利用の促進に努めます。	障害支援室 高齢者福祉課

◇「基本施策３ 尊厳ある暮らしの支援」における関連指標



IV 介護保険サービスの見込みと介護サービス基盤の整備

介護保険制度に基づく給付等のサービス体系は下表のとおりです。各サービスの実施見込みについては、次項から記載しています。

なお、見込量については、国の「見える化システム」における算出結果を踏まえた値となっています。

表 介護給付等サービスの体系

予防給付（要支援１・２）	介護給付（要介護１～５）
介護予防サービス	居宅サービス
介護予防訪問入浴介護	訪問介護
介護予防訪問看護	訪問入浴介護
介護予防訪問リハビリテーション	訪問看護
介護予防居宅療養管理指導	訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導
介護予防通所リハビリテーション	通所介護
介護予防短期入所生活介護	通所リハビリテーション
介護予防短期入所療養介護 （老健・病院等・介護医療院）	短期入所生活介護
介護予防福祉用具貸与	短期入所療養介護 （老健・病院等・介護医療院）
特定介護予防福祉用具購入費	福祉用具貸与
介護予防住宅改修費	特定福祉用具購入費
介護予防特定施設入居者生活介護	住宅改修費
介護予防支援	特定施設入居者生活介護
地域密着型介護予防サービス	居宅介護支援
	地域密着型サービス
介護予防認知症対応型通所介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
介護予防小規模多機能型居宅介護	夜間対応型訪問介護
介護予防認知症対応型共同生活介護	地域密着型通所介護
	認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
	施設サービス
	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	介護医療院
	介護療養型医療施設

1 被保険者数・要介護等認定者数の将来推計

人口の推移に基づき、介護保険被保険者数及び要介護等認定者数を推計すると、下表のようになります。本計画期間内における第1号被保険者数の状況は、減少傾向で推移しています。

また、認定者数は横ばいですが、長期的にみると、要介護等認定率は上昇する見込みです。

◇介護保険被保険者数の推移の推計

(単位：人)

	推計値	推計値 (第9期)				中・長期の推計値			
	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和32年度 (2050)	
総数	40,411	39,841	39,274	38,666	36,237	33,034	29,901	23,807	
第1号 被保険者数	22,116	22,014	21,912	21,761	21,165	20,078	18,802	15,228	
第2号 被保険者数	18,295	17,827	17,362	16,905	15,072	12,956	11,099	8,579	

推計値は「見える化システム」将来推計機能を活用した独自推計による

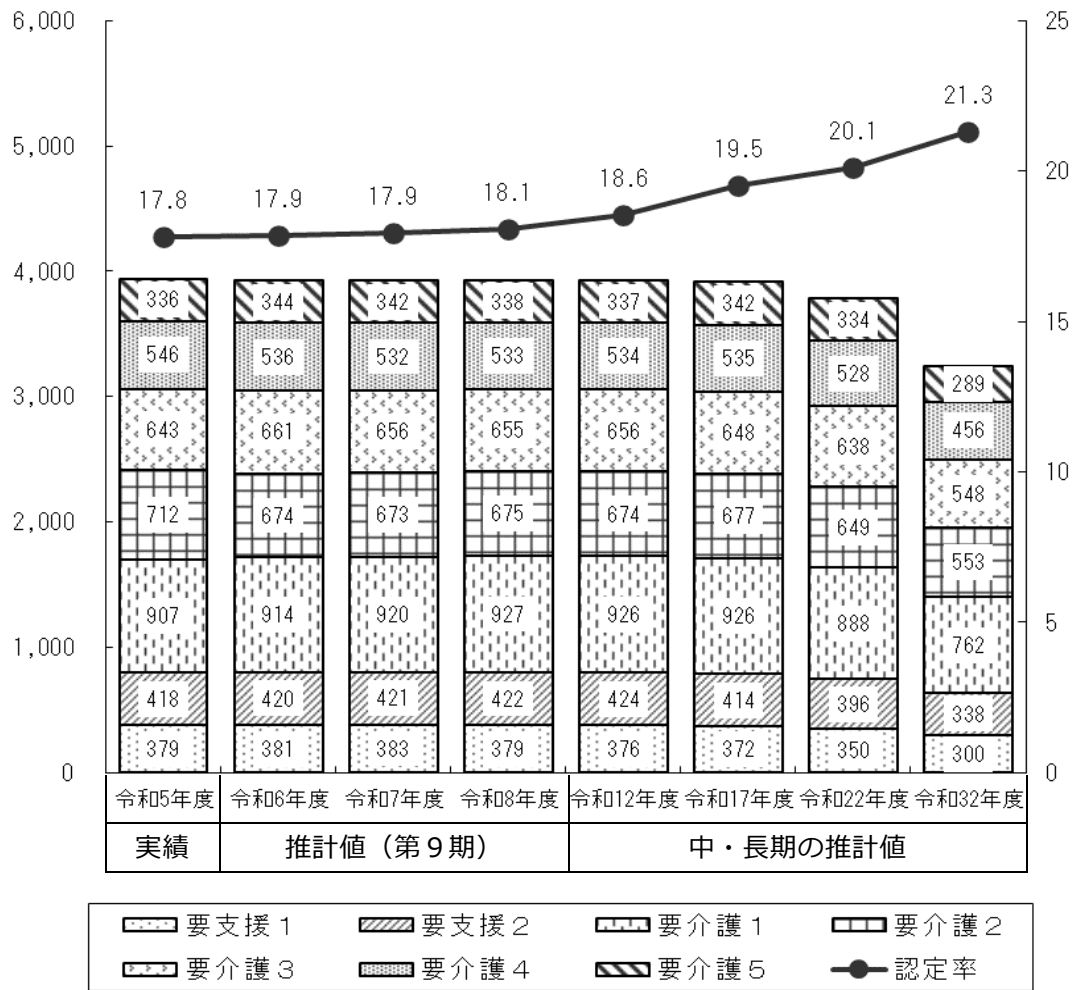
◇要介護等認定者数の推計

(単位：人)

	推計値	推計値 (第9期)				中・長期の推計値			
	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和32年度 (2050)	
総数	4,020	4,006	4,001	4,001	3,991	3,968	3,829	3,277	
要支援 1	384	386	388	384	380	375	353	302	
要支援 2	422	424	425	426	428	417	399	339	
要介護 1	924	931	937	944	941	939	899	770	
要介護 2	733	693	691	692	689	690	659	561	
要介護 3	652	669	664	662	662	654	642	551	
要介護 4	561	552	547	548	547	546	538	462	
要介護 5	344	351	349	345	344	347	339	292	
うち第1号 被保険者数	3,941	3,930	3,927	3,929	3,927	3,914	3,783	3,246	
要支援 1	379	381	383	379	376	372	350	300	
要支援 2	418	420	421	422	424	414	396	338	
要介護 1	907	914	920	927	926	926	888	762	
要介護 2	712	674	673	675	674	677	649	553	
要介護 3	643	661	656	655	656	648	638	548	
要介護 4	546	536	532	533	534	535	528	456	
要介護 5	336	344	342	338	337	342	334	289	

推計値は「見える化システム」将来推計機能を活用した独自推計による

◇要支援・要介護認定者数／認定率の推計（第1号被保険者のみ）（単位：人、％）



2 介護等サービスの見込み

(1) 居宅サービス

要介護（要支援）者が、住み慣れた居宅で生活を送りながら利用することのできるサービスです。在宅介護における柱となる居宅サービスは、居宅に訪問する訪問サービス、施設に通う通所サービス、施設に短期間入所する短期入所サービスがあります。関係機関等との連携を図り、サービス必要量の確保と質の向上に努めます。

① 訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問して、身体介護や生活援助を行い、利用者が在宅で自立した生活を継続することができるよう支援するサービスです。

(1 か月あたり)

介護サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
回数(回)	14,097	14,019	13,810	13,642	13,597	13,517	13,517	13,141
人数(人)	710	747	732	726	725	725	724	698

② 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

看護師、介護士が居宅を訪問し、移動入浴車による入浴介助を行うサービスです。

（1 か月あたり）

介護サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
回数(回)	393	403	441	453	447	442	442	437
人数(人)	87	88	89	89	88	87	87	86

介護予防サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
回数(回)	2	5	0	0	0	0	0	0
人数(人)	1	1	0	0	0	0	0	0

③ 訪問看護（介護予防訪問看護）

医療依存度の高い利用者の在宅生活を支えるため、看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

（1 か月あたり）

介護サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
回数(回)	1,083	1,180	1,287	1,245	1,245	1,236	1,236	1,196
人数(人)	135	152	179	176	176	175	175	169

介護予防サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
回数(回)	74	109	143	147	147	147	147	138
人数(人)	9	13	16	17	17	17	17	16

④ 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

通院が困難な利用者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が医師の指示に基づき、訪問してリハビリテーションを行うサービスです。

(1 か月あたり)

介護サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
回数(回)	651	679	809	795	769	769	784	755
人数(人)	61	66	76	73	71	71	72	69

介護予防サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
回数(回)	63	93	126	117	117	117	117	111
人数(人)	9	15	16	16	16	16	16	15

⑤ 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して療養上の管理や指導を行うサービスです。

(1 か月あたり)

介護サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	130	170	180	185	184	183	184	177

介護予防サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	6	6	4	4	4	4	4	4

⑥ 通所介護

デイサービスセンター等に通い、食事、入浴等の日常生活上の支援やレクリエーションを行うサービスです。

(1 か月あたり)

介護サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
回数(回)	6,490	6,477	6,490	6,194	6,180	6,175	6,167	5,940
人数(人)	667	675	659	637	636	636	635	611

⑦ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

医療機関や老人保健施設に通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを行うサービスです。

(1 か月あたり)

介護サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
回数(回)	2,392	2,164	2,064	1,965	1,949	1,965	1,956	1,880
人数(人)	293	279	251	251	249	251	250	240

介護予防サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	43	44	49	47	47	47	47	44

⑧ 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

在宅の利用者が、福祉施設などに短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

（1 か月あたり）

介護サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
日数(日)	1,286	1,180	1,124	1,122	1,117	1,104	1,104	1,084
人数(人)	125	116	130	127	127	126	126	123

介護予防サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
日数(日)	8	6	6	6	6	6	6	6
人数(人)	2	1	2	3	3	3	3	3

⑨ 短期入所療養介護〔老人保健施設〕（介護予防短期入所療養介護〔老人保健施設〕）

病状が安定期にある在宅の利用者が、介護老人保健施設に短期間入所し、介護や医学的管理下における看護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行うサービスです。

（1 か月あたり）

介護サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
日数(日)	207	158	211	190	190	196	196	190
人数(人)	27	25	27	24	24	25	25	24

介護予防サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

⑩ 短期入所療養介護〔病院等〕（介護予防短期入所療養介護〔病院等〕）

病状が安定期にある在宅の利用者が、療養病床に短期間入所し、介護や医学的管理下における看護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行うサービスです。

⑪ 短期入所療養介護〔介護医療院〕（介護予防短期入所療養介護〔介護医療院〕）

病状が安定期にある在宅の利用者が、介護医療院に短期間入所し、介護や医学的管理下における看護、機能訓練、その他必要な日常生活上の世話を行うサービスです。

⑫ 福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

歩行器、歩行補助杖や介護ベッドなど、日常生活の自立を助ける福祉用具の貸与を行うサービスです。

(1 か月あたり)

介護サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	1,233	1,279	1,259	1,252	1,247	1,246	1,246	1,202

介護予防サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	185	195	208	209	210	209	209	195

⑬ 特定福祉用具購入費（介護予防特定福祉用具購入費）

入浴や排せつ時等に利用する、貸与になじまない福祉用具の購入費を支給するサービスです。

(1 か月あたり)

介護サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	22	22	18	21	21	21	21	21

介護予防サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	4	4	4	5	5	5	5	5

⑭ 住宅改修費（介護予防住宅改修費）

手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修に対して、対象経費（上限 20 万円）の一部を支給するサービスです。

(1 か月あたり)

介護サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	11	10	12	10	10	11	11	10

介護予防サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	5	4	3	4	4	4	4	4

⑮ 特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）

特定施設の指定を受けている有料老人ホーム、ケアハウス等に入居中の高齢者が、要支援・要介護状態になったとき、日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うサービスです。

(1 か月あたり)

介護サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	44	47	45	45	45	45	45	45

介護予防サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	6	3	4	3	3	3	3	3

⑯ 居宅介護支援（介護予防支援）

在宅の利用者がサービスの適切な利用ができるよう、利用者の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して居宅サービス計画を作成し、サービス提供事業者等の連絡調整を行うサービスです。

(1 か月あたり)

介護サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	1,801	1,824	1,764	1,760	1,755	1,759	1,756	1,690

介護予防サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	224	239	275	274	274	274	273	254

（２）地域密着型サービス

高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援するサービスである地域密着型サービスについては、地域的な配置に留意しながら、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護等の充実を図ります。

各サービスにおける見込み量については、以下のとおりです。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問や随時通報を受け、訪問介護と訪問看護を受けることができるサービスで、要介護１以上の認定者が対象です。

(1 か月あたり)

介護サービス	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	1	19	27	26	26	26	26	26

② 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的に巡回し、または随時通報を受けて、利用者のニーズに応じて随時対応する訪問介護で、要介護１以上の認定者が対象です。

③ 地域密着型通所介護

要支援・要介護認定者がデイサービスセンター（利用定員 18 人以下の小規模事業所）に通い、入浴、食事の提供、その他の日常生活上の世話、日常生活動作訓練を行うサービスです。

(1 か月あたり)

介護サービス	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
回数(回)	3,018	3,038	3,374	3,430	3,416	3,423	3,425	3,301
人数(人)	320	338	382	388	387	388	388	373

④ 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

認知症のある利用者を対象とした通所介護サービスです。

(1 か月あたり)

介護サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
回数(回)	125	36	0	0	0	0	0	0
人数(人)	14	3	0	0	0	0	0	0

⑤ 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

「通い」を中心に、利用者の状態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を柔軟に組み合わせてサービスを提供することにより、在宅での生活継続を支援するサービスで、1 か所あたり 29 人以下の登録制です。

(1 か月あたり)

介護サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	124	129	123	131	129	130	129	124

介護予防サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	9	9	9	13	13	13	13	13

⑥ 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

要支援 2 以上の認知症の症状がある方が、5～9 人ごとの共同生活をする住居において、日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。本人の残された能力を引き出し、安心できる生活を支えます。

(1 か月あたり)

介護サービス	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和12 年度 (2030)	令和22 年度 (2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	69	70	69	79	78	78	78	77

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設の指定を受けた有料老人ホーム等に入居している要介護認定者等に、その施設が提供する入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話を行うものです。

(1 か月あたり)

介護サービス	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和12 年度 (2030)	令和22 年度 (2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	24	26	26	27	27	27	27	27

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の地域密着型の介護老人福祉施設で、入所者の入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話や療養上の世話を行うものです。

(1 か月あたり)

介護サービス	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和12 年度 (2030)	令和22 年度 (2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	20	20	21	20	20	20	20	19

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護等を組み合わせて、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられるサービスで、要介護 1 以上の認定者が対象です。

(3) 施設サービス

常に介護が必要な方の入所を受け入れる施設サービスについては、入所者が可能な限り在宅復帰できることを念頭に、入浴や食事等の日常生活上の支援や機能訓練等を提供します。

介護老人福祉施設等の入所希望などの状況を踏まえ、地域的な配置バランスに留意しながら、サービス提供体制の充実を図ります。

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等が受けられるサービスです。

市内の3施設の入所状況をはじめ、近隣の動向を把握し、入所者の重度化を考慮しながら適切な利用を促進します。

(1 か月あたり)

介護サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	374	359	343	346	346	346	344	336

② 介護老人保健施設

医療施設等での治療を終え、状態が安定している要介護者が在宅復帰を目指し、リハビリテーションを中心としたサービスが受けられる施設です。

医療施設の入院期間が短縮しており、介護老人保健施設は、ますます中間施設としての機能や在宅支援施設としての機能が求められています。

(1 か月あたり)

介護サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	340	319	298	294	294	294	291	283

③ 介護医療院

要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する医療施設です。長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア(※)」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

※ターミナルケアとは、病気や寿命で余命がわずかになった人に対して、精神的・身体的な苦痛やストレスなどを緩和し、生活の質を保つことを目的として、医療的・看護的・介護的なケアを行うこと。

(1 か月あたり)

介護サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	2	1	0	0	0	0	0	0

④ 介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者が、医療、看護、介護、リハビリテーション等のサービスを受けられる施設です。

介護療養型医療施設は、平成29年度末までに廃止される予定でしたが、実情を踏まえ経過措置がとられ、令和6年3月に「介護医療院」に移行しました。

(1 か月あたり)

介護サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	参考	参考
人数(人)	2	1	0	-	-	-	-	-

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険の要支援1・2と認定された方や基本チェックリストにより事業対象者と判定された方に対し、一人ひとりの生活に合わせた柔軟な介護予防のためのサービスを提供します。

主なサービスの見込み量は、以下のとおりです。

① 訪問型サービス

利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーによる入浴や食事等の生活支援が受けられるサービスです。

(1 か月あたり)

訪問型サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
人数(人)	実績	実績	見込	推計	推計	推計	参考	参考
訪問介護相当サービス	167	163	169	174	176	178	150	118
訪問型サービスA※	4	2	2	3	4	5	2	1
訪問型サービスC※	—	—	—	—	—	—	—	—

※訪問型サービスA（緩和された基準によるサービス）

本人ができる行為は本人が行い、利用者ができない家事の援助を行うサービス

※訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

居宅での体力改善に向けた相談指導業務等のプログラムを、3～6か月の短期間で行うサービス

② 通所型サービス

通所介護施設で、食事・入浴等の基本的サービスや生活行為向上のための支援、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。

(1 か月あたり)

通所型サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(2030)	令和22年度(2040)
人数(人)	実績	実績	見込	推計	推計	推計	参考	参考
通所介護相当サービス	224	239	250	230	234	238	200	151
通所型サービスA※	—	—	17	40	40	40	30	30
通所型サービスC※	—	—	—	—	—	—	—	—

※通所型サービスA（緩和された基準によるサービス）

生活動作向上のための支援、目標に合わせた運動やレクリエーション活動などを行うサービス（入浴や身体介助はサービス内容に含まない）

※通所型サービスC（短期集中予防サービス）

集いの場等で、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを、3～6か月の短期間で行うサービス

③ 介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する要支援相当の方を対象者とし、サービス等が適切に提供できるようケアプランを作成します。

(1 か月あたり)

介護予防 ケアマネジ メント	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和12 年度 (2030)	令和22 年度 (2040)
	実績	実績	見込	推計	推計	推計	参考	参考
人数(人)	255	250	256	266	271	276	235	185

3 介護保険施設等の基盤整備

(1) 介護保険サービス事業所の現状

介護保険サービス事業所の現状については、次のようになっています。

居宅サービス

サービス種類	事業所数
訪問介護	19 (-)
訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）	1 (1)
訪問看護（介護予防訪問看護）	7 (6)
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）	2 (2)
通所介護	14 (-)
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）	7 (7)
短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）	3 (3)
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）[老人保健施設]	3 (3)
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）[病院等]	- (-)
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）[介護医療院]	- (-)
福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）	2 (2)
特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）	4 (4)
特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）	1 (1)
居宅介護支援（介護予防支援）	26 (4)

* () は、介護予防サービス事業所数

地域密着型サービス

サービス種類	事業所数	定員数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	-
夜間対応型訪問介護	-	-
地域密着型通所介護	14	-
認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）	-	-
小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）	6	170 人
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）	7	72 人
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	29 人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	20 人
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	-	-

施設サービス

サービス種類	施設数	定員数
介護老人福祉施設[特別養護老人ホーム]	3	310 人
介護老人保健施設	3	280 人
介護医療院	-	-
介護療養型医療施設	-	-

*それぞれのサービスの施設数及び定員数は、令和6年3月31日現在見込み

（２）基盤整備の考え方

介護保険施設等の基盤整備については、次のような考え方に基づき進めます。

施設サービス

種別	考え方
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	入所待機者は増加傾向で推移しているものの、第９期計画期間中に地域包括ケアシステムの中核を担う小規模多機能型居宅介護などのサービスの充実を図る見込みです。引き続き需要の把握に努めつつ検討を行い、開設意向のある事業者があれば、協議を行います。
介護老人保健施設	地域医療と地域介護との連携体制の構築のプロセスにおいて、必要な整備量などを見極めていきます。
介護医療院	介護療養病床からの転換先として、第７期から創設されたものであり、第９期中の整備目標は設定しませんが、制度の周知等も含め、開設意向のある事業者があれば、協議を行います。

地域密着型サービス

種別	考え方
小規模多機能型居宅介護	地域包括ケアシステムの中核を担うサービスとして整備を図ります。 整備にあたっては、認知症対応型共同生活介護との併設等、整備手法の多様化を図ります。 【目標量】 １事業所
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	認知症高齢者の増加に伴い、利用希望者の増加が見込まれるため、整備を図ります。 整備にあたっては小規模多機能型居宅介護との併設等、整備手法の多様化を図ります。 【目標量】 １事業所

地域密着型サービスは、事業所確保等の新たな動きのあるものについて掲載。

4 予防給付費・介護給付費の見込み

本計画期間及び令和12年度・令和22年度の、介護保険事業に関連する給付費については、次のように推計されます。

① 予防給付費の見込み

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
	計画	計画	計画	参考	参考
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	5,730	5,738	5,738	5,738	5,388
介護予防訪問リハビリテーション	3,859	3,864	3,864	3,864	3,664
介護予防居宅療養管理指導	580	581	581	581	581
介護予防通所リハビリテーション	19,781	19,806	19,806	19,806	18,505
介護予防短期入所生活介護	541	542	542	542	542
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	13,609	13,665	13,609	13,623	12,712
特定介護予防福祉用具購入費	1,665	1,665	1,665	1,665	1,665
介護予防住宅改修	4,225	4,225	4,225	4,225	4,225
介護予防特定施設入居者生活介護	1,941	1,943	1,943	1,943	1,943
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	9,967	9,980	9,980	9,980	9,980
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	15,869	15,889	15,889	15,830	14,728
合 計	77,767	77,898	77,842	77,797	73,933

②介護給付費の見込み

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
	計画	計画	計画	参考	参考
(1) 居宅サービス					
訪問介護	511,375	510,333	507,041	507,075	493,187
訪問入浴介護	68,714	67,900	67,150	67,150	66,400
訪問看護	76,989	77,087	76,462	76,462	74,039
訪問リハビリテーション	26,362	25,535	25,535	26,051	25,053
居宅療養管理指導	15,989	15,987	15,887	15,957	15,317
通所介護	636,843	635,677	634,368	633,816	611,705
通所リハビリテーション	191,171	189,807	191,185	190,383	183,493
短期入所生活介護	124,716	124,312	122,627	122,627	120,560
短期入所療養介護（老健）	24,216	24,246	24,961	24,961	24,246
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	206,259	204,952	204,244	204,341	197,939
特定福祉用具購入費	8,498	8,498	8,498	8,498	8,498
住宅改修費	11,892	11,892	13,040	13,040	11,892
特定施設入居者生活介護	90,794	90,909	90,909	90,909	90,909
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	60,928	61,005	61,005	61,005	61,005
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	336,821	335,010	335,589	335,949	325,000
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	381,948	375,259	378,846	375,635	361,381
認知症対応型共同生活介護	254,730	251,754	251,754	251,754	248,471
地域密着型特定施設入居者生活介護	73,504	73,597	73,597	73,597	73,597
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	73,473	73,566	73,566	73,566	69,888
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	1,114,696	1,116,107	1,116,107	1,109,179	1,083,989
介護老人保健施設	987,486	988,735	988,735	978,934	952,555
介護医療院	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	-	-	-	-	-
(4) 居宅介護支援					
	311,745	311,010	311,525	311,051	299,743
合計	5,589,149	5,573,178	5,572,631	5,551,940	5,398,867

③総給付費の見込み

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
	計画	計画	計画	参考	参考
総給付費（合計）	5,666,916	5,651,076	5,650,473	5,629,737	5,472,800
在宅サービス	3,070,292	3,054,465	3,053,862	3,049,855	2,951,448
居住系サービス	420,969	418,203	418,203	418,203	414,920
施設サービス	2,175,655	2,178,408	2,178,408	2,161,679	2,106,432

5 介護保険料

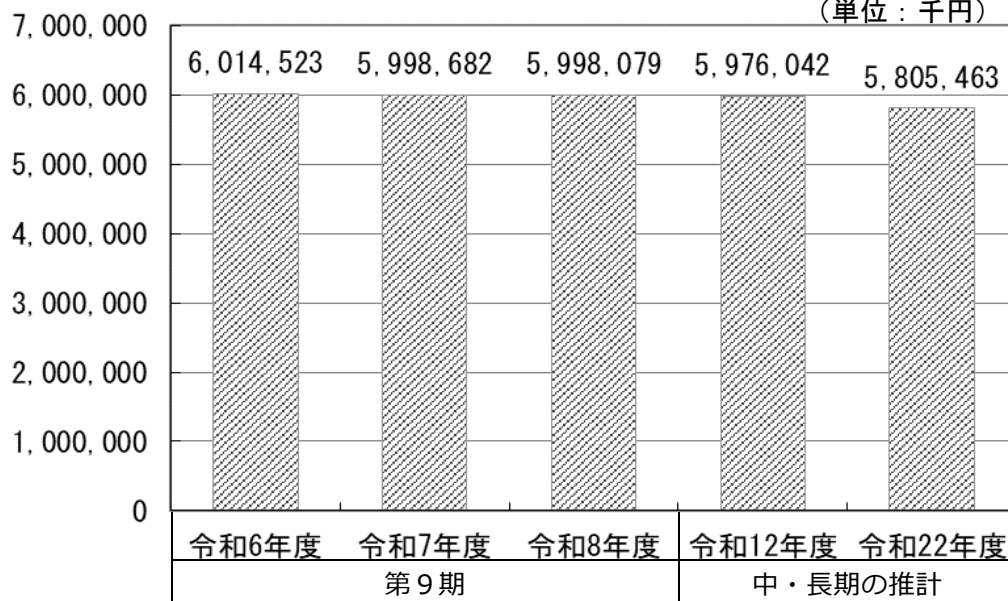
(1) 介護保険料算定に関わる標準給付費等の見込み

(単位：千円)

	合計	第9期			参考	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
標準給付費見込額	18,011,284	6,014,523	5,998,682	5,998,079	5,976,042	5,805,463
総給付費	16,968,465	5,666,916	5,651,076	5,650,473	5,629,737	5,472,800
特定入所者介護サービス費等給付額	589,840	196,611	196,614	196,615	195,875	188,162
高額介護サービス費等給付額	398,153	132,705	132,724	132,724	132,208	127,018
高額医療合算介護サービス費等給付額	41,755	13,930	13,913	13,912	13,878	13,315
算定対象審査支払手数料	13,071	4,361	4,355	4,355	4,344	4,168
地域支援事業費	825,441	273,011	275,147	277,283	252,761	212,889
介護予防・日常生活支援総合事業費	423,048	138,880	141,016	143,152	127,378	102,192
包括的支援事業・任意事業費	314,685	104,895	104,895	104,895	98,938	84,253
包括的支援事業(社会保障充実分)	87,708	29,236	29,236	29,236	26,444	26,444
市特別給付費等	0	0	0	0	0	0
第1号被保険者負担分相当額	4,332,447	1,446,133	1,442,981	1,443,333	1,494,913	1,564,771
基金取崩し額	84,000				0	0
調整交付金該当分	80,517	37,536	30,084	12,897	-10,376	144,147
保険料収納必要額	4,167,930				1,505,289	1,420,624
予定保険料収納率	98.0%				98.0%	98.0%

標準給付費見込額の見込み

(単位：千円)



（２）介護給付費の財源

介護保険費用全体から利用者負担（１割から３割）を除く給付費を、第１号・第２号被保険者の保険料で５０％、国・県・市で５０％負担する仕組みとなっています。

被保険者負担割合は、第１号被保険者が２３％、第２号被保険者は２７％です。

介護給付費の財源

65歳以上（第１号被保険者）の保険料	40～64歳（第２号被保険者）の保険料 社会保険診療報酬支払基金	国庫負担	県負担	市負担
23%	27%	25%	12.5%	12.5%



保険料（５０％）



公 費（５０％）

（３）介護保険料の設定

本市は、介護保険料の所得段階を国の標準である１３段階とし、第１号被保険者間での所得再分配機能を強化した保険料設定を行います。

給付費の推計に基づき、第１号被保険者の３年間の保険料収納必要額を試算すると約４３億円となりますが、介護保険事業財政調整基金の一部を取り崩し、介護保険料基準額を第８期介護保険事業計画の時と同額に据え置きます。

また、公費による低所得者の保険料軽減を行い、公費投入前の基準額に対する割合に対し、第１段階保険料では０．１７、第２段階保険料では０．２、第３段階保険料では０．００５軽減します。

第１号被保険者の介護保険料基準額（実績・計画・見通し）

	（参考）第８期 （令和３～５年度）	第９期 （令和６～８年度）	令和１２年度 （中長期的な見通し）	令和２２年度 （中長期的な見通し）
月額	５,４５０円	５,４５０円	６,１００円	６,５００円
年額	６５,４００円	６５,４００円	７３,２００円	７８,０００円

第9期介護保険料

住民税要件	第9期（令和6～8年度） 基準月額：5,450円				年度 平均 人数 （人）
	基準所得等条件	所得 段階	基準額に 対する割合	年額（円）	
世帯非課税	生活保護／老齢福祉年金受給者／公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下	1	0.285 (軽減前:0.455)	18,630 (軽減前:29,750)	4,009
	公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円超え120万円以下	2	0.485 (軽減前:0.685)	31,710 (軽減前:44,790)	1,758
	公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円超え	3	0.685 (軽減前:0.690)	44,790 (軽減前:45,120)	1,454
本人世帯非課税・	公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下	4	0.90	58,860	2,971
	公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円超え	5 基準	1.00	65,400	2,614
本人課税	合計所得金額120万円未満	6	1.20	78,480	4,122
	合計所得金額120万円以上210万円未満	7	1.30	85,020	2,761
	合計所得金額210万円以上320万円未満	8	1.50	98,100	1,159
	合計所得金額320万円以上420万円未満	9	1.70	111,180	424
	合計所得金額420万円以上520万円未満	10	1.90	124,260	189
	合計所得金額520万円以上620万円未満	11	2.10	137,340	112
	合計所得金額620万円以上720万円未満	12	2.30	150,420	60
	合計所得金額720万円以上	13	2.40	156,960	264

※所得段階が第1段階から第3段階に該当する方の介護保険料については、負担軽減措置が実施されています。

6 介護保険制度運営の充実

(1) 介護給付適正化

介護給付を必要とする利用者を適切に認定し、真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供できるようにするため、さまざまな場面における点検を行い、適切な利用を促進します。

主な取組	事業内容	担当課・機関
要介護認定の適正化	指定居宅介護支援事業者、施設、または介護支援専門員が実施した認定調査の内容について、市職員等が訪問または書面等の審査により全件点検し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。	高齢者福祉課
ケアプランの点検	介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者からの提出または訪問調査等により、市職員等の第三者がその内容等の点検及び支援を行います。 また、居宅介護住宅改修費の申請及び完了時に、書面、写真による実態の確認、適正な工事内容であるかの審査を行います。必要に応じ、施工前又は施工後に訪問調査等により施工状況の点検を行います。 福祉用具利用者に対しても、必要により訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検します。	高齢者福祉課
医療情報との突合・縦覧点検	後期高齢者医療保険及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。 受給者ごとに複数月にまたがる支払状況（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。	高齢者福祉課

◇実施状況と計画

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組名						
認定調査状況の点検実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
ケアプランの点検	0 件	1 件	3 件	10 件	10 件	10 件
住宅改修などの訪問調査	1 件	4 件	4 件			
医療情報との突合・縦覧点検	12 回/年	12 回/年	12 回/年	12 回/年	12 回/年	12 回/年
介護給付費通知	1 回/年	1 回/年	1 回/年	—	—	—

※「住宅改修などの訪問調査」については、今期から「ケアプランの点検」に統合し実施。

※「介護給付費通知」については、主要事業から除外された。

(2) 低所得者等の負担軽減

低所得者や災害等やむを得ない事情がある方に対し、利用料・保険料の減免等の支援があります。各種制度については、ケアマネジャー・サービス提供事業者等に積極的に周知を行うとともに、市の窓口において十分な相談対応を行います。

また、社会福祉法人との連絡調整を密に行い制度を適正に活用し、生活保護制度を主管する社会福祉室との相互連携を図りながら、誰もが安心してサービスを受けられる体制を整えます。

主な制度	制度内容
介護保険料の猶予・減免	災害等の特別な事情により、一時的に介護保険料の負担能力の低下が認められるような場合は、介護保険料の減免あるいは徴収を猶予します。
特定入所者介護（支援）サービス費の支給	市民税非課税世帯の方や生活保護受給の方は、介護施設やショートステイの利用に係る居住費（滞在費）・食費の負担を軽減します。
高額介護（介護予防）サービス費の支給	自己負担額のうち、所得等の状況に応じて定められた上限額を超えた額を支給します。
高額医療合算介護（介護予防）サービス費	介護保険と医療保険を利用した場合の自己負担額を合算して年間の限度額を超えた額を支給します。
社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	所得が低く生計が困難である方を対象に、社会福祉法人等が利用者負担を軽減します。
高齢夫婦世帯等の居住費・食費の軽減	利用者負担第4段階の場合でも、高齢夫婦2人暮らしで一方が個室に入った場合に、在宅で生活される配偶者の収入が一定額以下となる場合等は、居住費・食費を引き下げます。
利用料を支払った場合に生活保護の適用となる方の負担軽減	本来適用すべき利用者負担段階とした場合に生活保護が必要となり、それより低い利用者負担段階となれば生活保護を必要としなくなる場合には、低い利用者負担段階に該当するものとし、負担軽減を行います。

V 高齢者を取り巻く状況

1 人口等の概況

(1) 人口

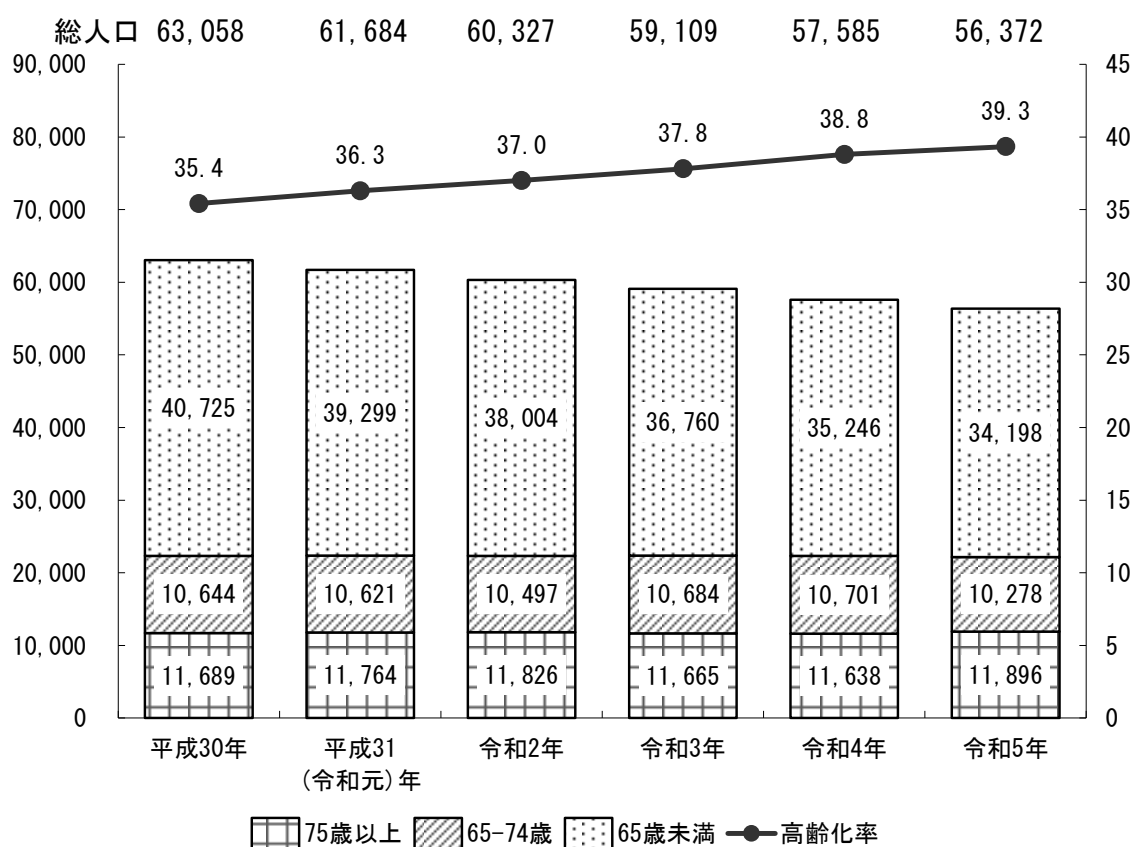
住民基本台帳による本市の人口は、平成30年の63,058人から、令和5年には56,372人となっており、減少傾向が続いています。

年齢別の人口構成では、0～14歳及び15～64歳人口が減少し、65歳以上人口については大きな変動がないため、少子高齢化の進行が見られます。

高齢化率は、39.3%（令和5年1月1日現在の住民基本台帳人口）で、全国28.6%（同）・千葉県27.5%（同）に比べ高い状況です。また、75歳以上の割合は21.1%となっています。

◇人口構成の推移

（単位：人、％）



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

◇人口構成の推移

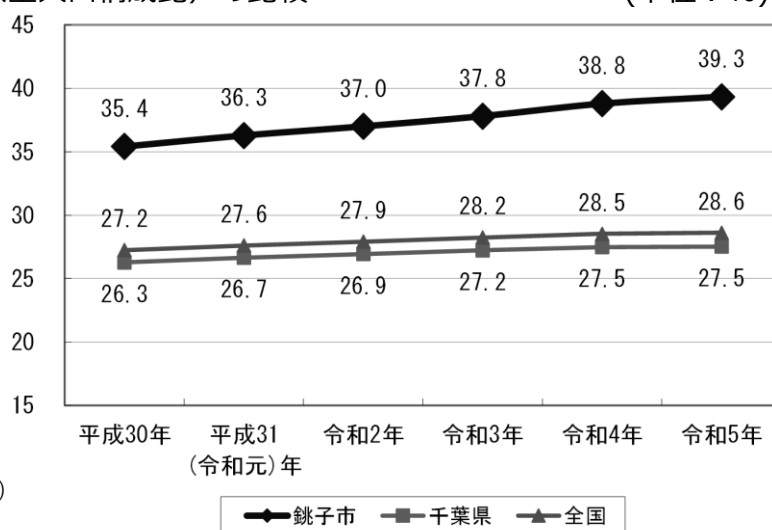
(単位 人、%)

		平成30年	平成 31 (令和元)年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
実数	総人口	63,058	61,684	60,327	59,109	57,585	56,372
	0～14 歳	5,335	5,077	4,802	4,533	4,274	3,982
	15～64 歳	35,390	34,222	33,202	32,227	30,972	30,216
	65 歳以上	22,333	22,385	22,323	22,349	22,339	22,174
	75 歳以上	11,689	11,764	11,826	11,665	11,638	11,896
構成比	総人口	100	100	100	100	100	100
	0～14 歳	8.5	8.2	8.0	7.7	7.4	7.1
	15～64 歳	56.1	55.5	55.0	54.5	53.8	53.6
	65 歳以上	35.4	36.3	37.0	37.8	38.8	39.3
	75 歳以上	18.5	19.1	19.6	19.7	20.2	21.1

資料：住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

◇高齢化率（65 歳以上人口構成比）の比較

(単位：%)



資料：住民基本台帳
（各年 1 月 1 日現在）

（2）世帯

住民基本台帳による本市の世帯数は、令和 5 年には 26,866 世帯となっており、緩やかな減少から横ばい程度の傾向で推移しています。

1 世帯あたりの平均世帯人員は、平成 30 年の 2.3 人から、令和 5 年には 2.1 人へとやや減少しています。

◇世帯の推移

(単位：世帯、人)

	平成 30 年	平成 31 (令和元)年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
世帯数	27,479	27,373	27,220	27,164	26,828	26,866
総人口(再掲)	63,058	61,684	60,327	59,109	57,585	56,372
平均世帯人員	2.3	2.3	2.2	2.2	2.1	2.1

資料：住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

(3) 高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯は増加しており、令和2年の国勢調査では総世帯の56.5%となっています。また、高齢者単身世帯の増加傾向が目立っており、今後もこうした傾向が続くことも想定されるため、世帯状況の把握とともに、支援体制を確保していくことが課題となります。

また、本市の高齢者全体に占める単身世帯高齢者の割合は18.1%となっており、千葉県全体や香取海匝保健福祉圏域の平均を上回る値となっています。

◇高齢者のいる世帯状況

(単位：世帯、%)

	世帯			構成比		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	27,007	26,203	25,505	100.0	100.0	100.0
高齢者のいる世帯	13,499	14,169	14,410	50.0	54.1	56.5
単身世帯	2,891	3,434	3,990	10.7	13.1	15.6
夫婦世帯	2,968	3,353	2,966	11.0	12.8	11.6
同居世帯	7,640	7,382	7,454	28.3	28.2	29.2

資料：令和2年国勢調査

◇単身世帯高齢者の割合

(単位：人、%)

	単身世帯高齢者数	高齢者数（65歳以上）	高齢者全体に占める割合
銚子市	3,990	22,053	18.1
香取海匝保健福祉圏域	13,514	93,431	14.5
千葉県	299,889	1,699,991	17.6

資料：令和2年国勢調査（県・圏域の値は、千葉県高齢者保健福祉計画）

(4) 高齢者の居住環境

高齢者のいる世帯の住居状況を見ると、持ち家で生活している高齢者が90.5%となっており、持ち家率は高い状況です。また、持ち家以外では、民営の借家が5.4%となっています。

◇高齢者のいる世帯の住居状況

(単位：世帯、%)

		世帯数	構成比
高齢者のいる一般世帯		14,410	100.0
住宅に住む一般世帯	持ち家	13,051	90.5
	公営・公団・公社の借家	419	2.9
	民営の借家	778	5.4
	給与住宅	40	0.3
	間借り	97	0.7
住宅以外に住む一般世帯		25	0.2

資料：令和2年国勢調査

(5) 介護保険被保険者及び要支援・要介護認定者の状況

本市の介護保険被保険者数は、第1号被保険者数（65歳以上）は横ばいまたはやや減少傾向、第2号被保険者数（40～64歳）は減少傾向でそれぞれ推移しています。

また、要支援・要介護認定者数については横ばい、またはやや減少傾向での推移となっています。

これにより、第1号被保険者の要支援・要介護認定率については、平成30年度の17.8%から、令和5年度には17.2%となっています。

◇介護保険被保険者数の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数	42,950	42,334	41,747	41,709	41,146	40,432
第1号被保険者数	22,313	22,285	22,288	22,302	22,219	21,999
第2号被保険者数	20,637	20,049	19,459	19,407	18,927	18,433

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末）

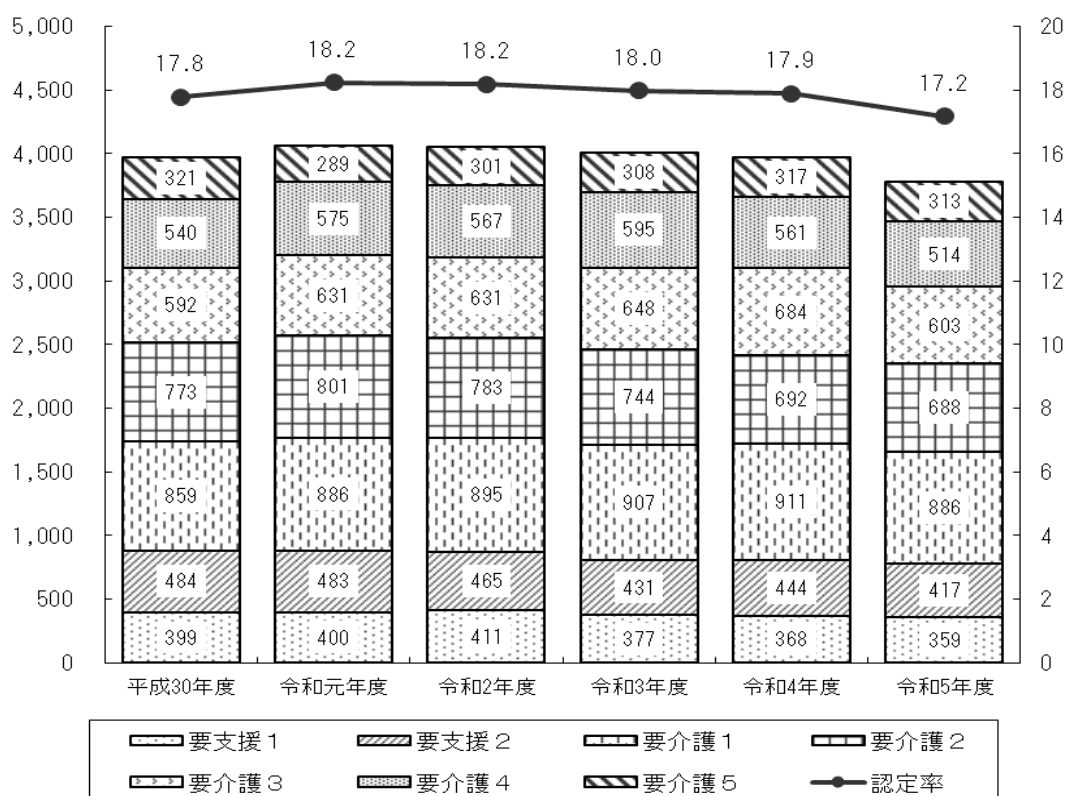
◇要支援・要介護認定者数の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数	4,044	4,151	4,144	4,090	4,053	3,859
要支援 1	401	403	417	381	372	364
要支援 2	492	491	472	439	451	421
要介護 1	875	908	917	924	931	903
要介護 2	792	819	805	767	706	709
要介護 3	608	650	649	665	697	612
要介護 4	548	585	575	600	573	529
要介護 5	328	295	309	314	323	321
うち第1号被保険者数	3,968	4,065	4,053	4,010	3,977	3,780
要支援 1	399	400	411	377	368	359
要支援 2	484	483	465	431	444	417
要介護 1	859	886	895	907	911	886
要介護 2	773	801	783	744	692	688
要介護 3	592	631	631	648	684	603
要介護 4	540	575	567	595	561	514
要介護 5	321	289	301	308	317	313

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末）

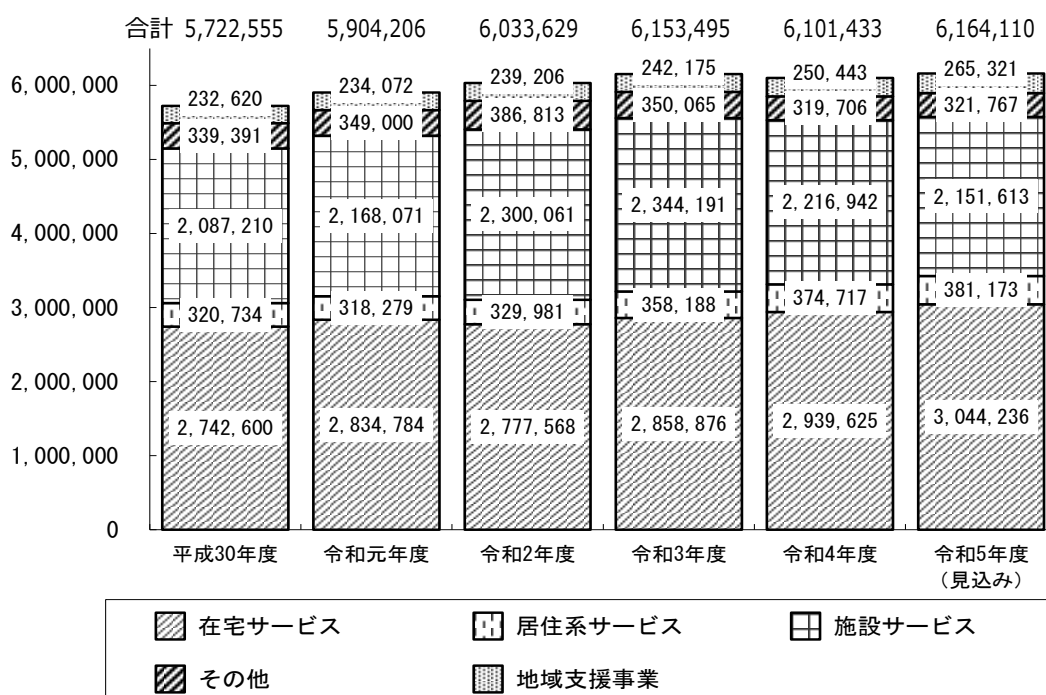
◇要支援・要介護認定者数／認定率の推移（第1号被保険者のみ）（単位：人、％）



（6）介護保険給付費の推移

本市の介護保険給付費及び地域支援事業費は、増加傾向で推移しています。また、サービス種別ごとに見ても、年度ごとに増減を経つつも、長期的には増加傾向となっています。

◇保険総給付費及び地域支援事業費の推移（単位：千円）



2 市民等の関心、要望

本計画を策定するにあたり、高齢者等の状況及び介護保険事業の運営に関する基礎的な情報の一つとして、実態調査（アンケート）を実施しています。

各調査の概要は、それぞれ次のとおりです。

（１）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【調査の概要】

調査の背景と目的	要介護状態になる前の高齢者リスクや社会参加状況を把握した情報を地域診断に活用することで地域の抱える課題を特定し、介護予防・日常生活支援総合事業の管理及び運営に活用するとともに、銚子市第9期介護保険事業計画における介護予防・日常生活支援総合事業にかかる部分の策定に活用することを目的としています。
調査方法	調査対象：65歳以上の一般高齢者 要支援認定を受けている65歳以上高齢者 実施時期：令和5年1月～2月 調査票の配付・回収方法：郵送による配付・回収
回収結果	配付数：3,000票 有効回収数：2,199票 有効回収率：73.3%

【調査結果の概要】

＜運動器機能リスクの改善＞

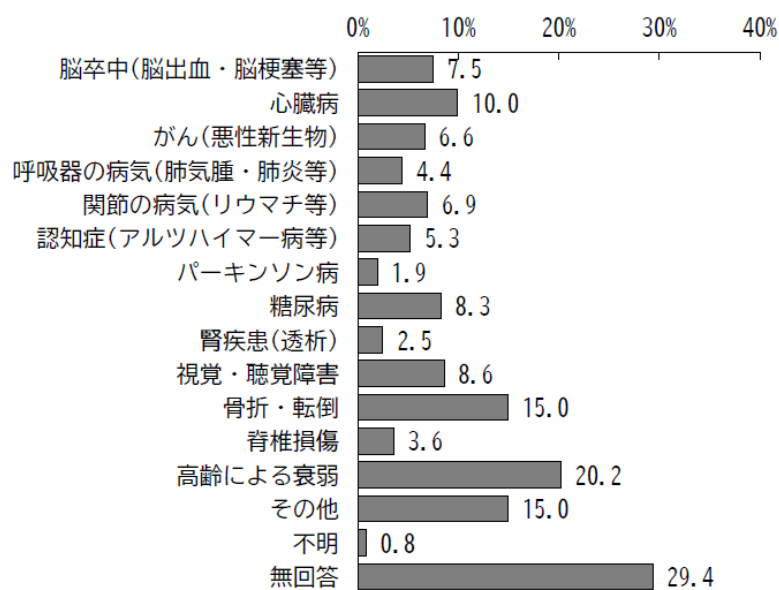
運動器機能の低下リスクのある該当者は、全体で18.6%となっています。日常生活圏域別では、第1生活圏域で22.3%、第2生活圏域で17.6%、第3生活圏域で16.3%と、第1生活圏域で多くなっています。

（運動器機能リスクの該当者：以下の5設問のうち、3問以上が該当する方）

運動器機能リスクを判定する5つの設問	該当する選択肢
階段を手すりや壁をつたわず上っていますか	3. できない
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	3. できない
15分ぐらい続けて歩いていますか	3. できない
過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある
転倒に対する不安は大きいですか	1. とても不安である 2. やや不安である

<介護・介助が必要になった主な原因>

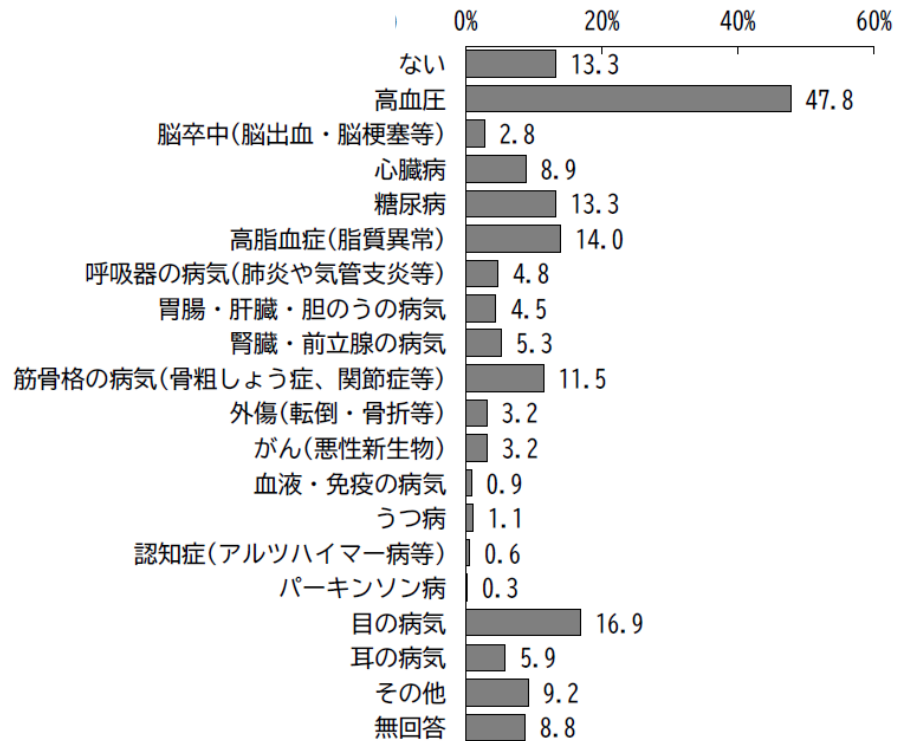
(n=361)



「高齢による衰弱」が最も多く、次いで「骨折・転倒」「心臓病」となっています。

<治療中・後遺症のある病気>

(n=2,199)



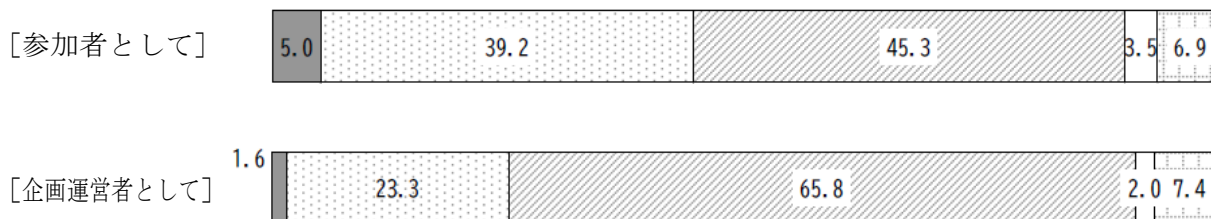
た対

「高血圧」が非常に多くなっています。疾病やその原因等を踏まえた対応、健康づくりを進めていく必要があります。

<地域活動への参加意向>

(n=2, 199)

□是非参加したい □参加してもよい □参加したくない □既に参加している □無回答

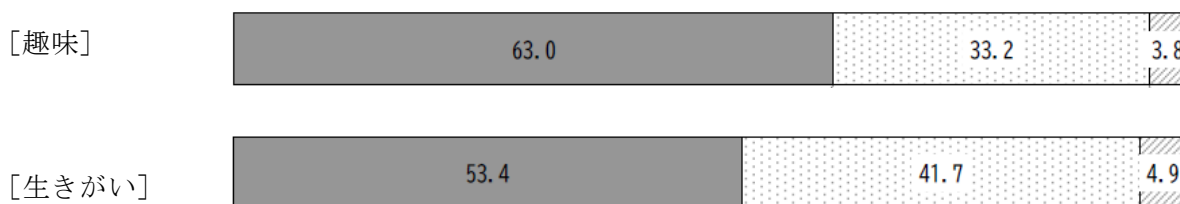


地域活動に対しては、「参加者として」は半数近く、企画運営者としては 2 割台の方が、それぞれ参加意向を持っています。日常的な活動の促進により、交流や健康づくり等につなげていく必要があります。

<趣味や生きがい>

(n=2, 199)

□あり □思いつかない □無回答



趣味や生きがいの具体例：上位 5 回答

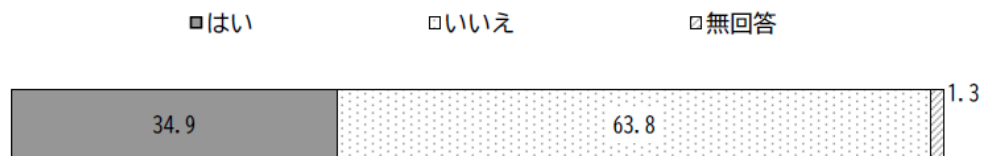
	趣味	生きがい
1 位	園芸（庭木の手入れ、畑、家庭菜園等）	孫や子どもの世話や成長
2 位	読書	趣味
3 位	手芸（編み物、洋裁等）	仕事、働くこと
4 位	その他運動（ウォーキング、フィットネス、太極拳等）	畑仕事、家庭菜園等
5 位	ゴルフ	健康でいること、健康第一

（記述回答の内容を集計したもの）

趣味や生きがいについては、半数以上の方が「あり」と回答しています。趣味では「園芸」、「読書」「手芸」、生きがいでは「孫や子の世話や成長」「趣味」「仕事、働くこと」などが多く挙がっています。心身を通じた健康づくりや介護予防、自立支援のためには、好きなことに取り組むことや、日常的な習慣としての活動がもたらす効果は大きく、こうした活動を促進していく必要があります。

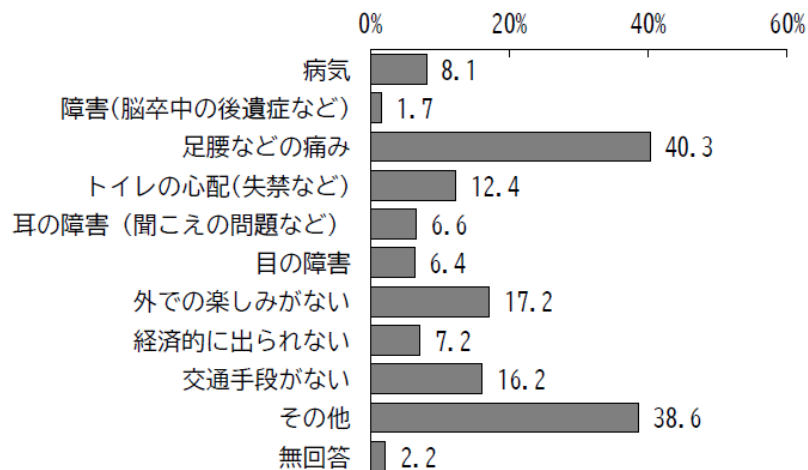
<外出を控えているか>

(n=2,199)



<外出を控える理由>

(n=767)



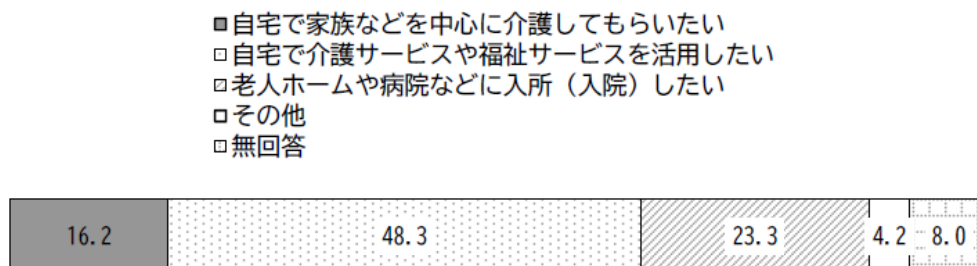
日常生活で外出を控えることがある方は、34.9%となっており、前回（3年前）の調査結果（18.8%）と比べ大きく増加しています。

外出を控えることがある方の理由としては、「足腰などの痛み」を挙げる回答が多くなっています。また、これに次ぐのが「その他」で、コロナ禍の影響を挙げる方が多くなっています。

感染症対策等を踏まえつつ、心身の健康につながる外出行動について今後も促進する必要があります。

<介護が必要となった場合の暮らし方>

(n=2,199)



自宅での介護を希望する方が6割台と多くなっています。

家族による介護や介護サービス等を利用しながら、在宅での介護がしやすくなるような環境づくりが必要です。

(2) 在宅介護実態調査

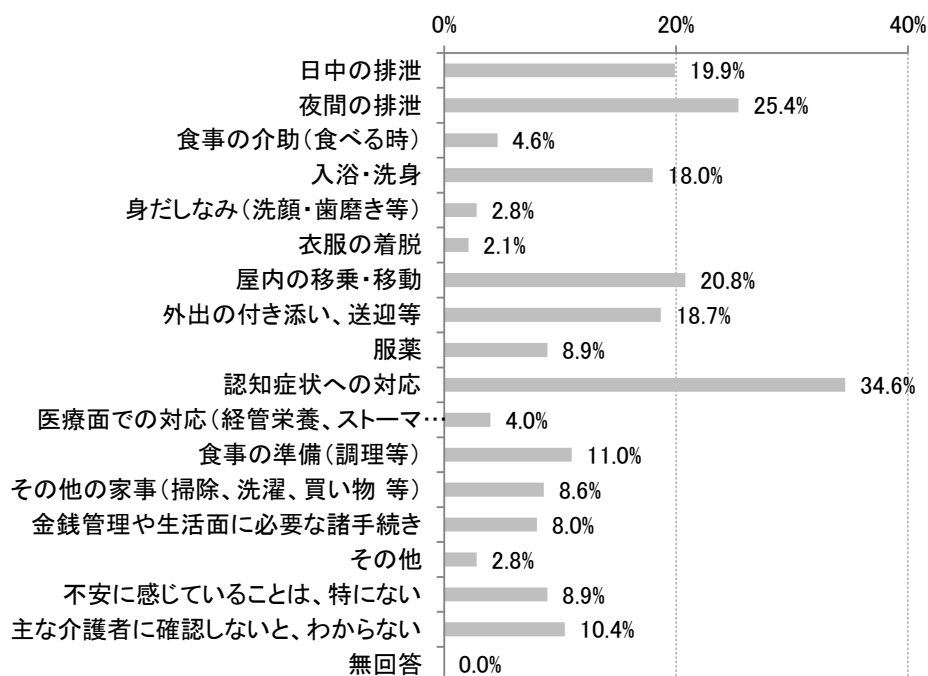
【調査の概要】

調査の目的	第9期介護保険事業計画において、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護離職の抑制などの観点から「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方等を検討することを目的としています。
調査方法	調査対象：在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をし、対象期間中に認定調査を受けた方 実施時期：令和4年6月～令和5年3月 調査票の配付・回収方法：認定調査員及び居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）による対面調査
回収結果	配付数：391票（対象数） 有効回収票数：391票 有効回収率：100.0%

【調査結果の概要】

<介護者が不安に感じる介護>

(n=327)

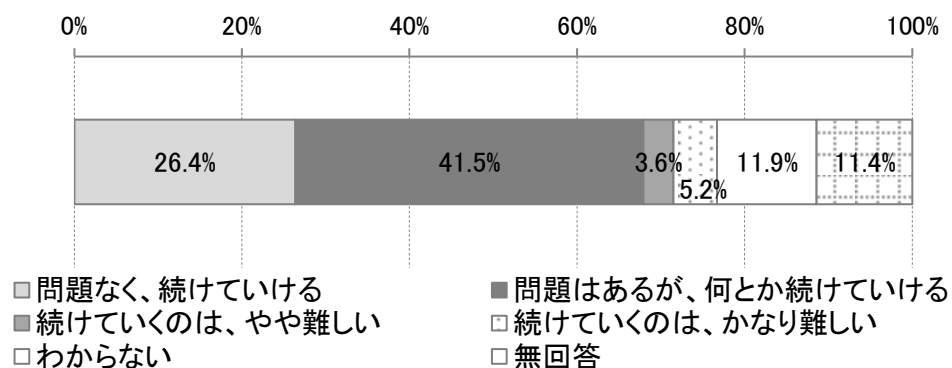


「認知症状への対応」が最も多く挙がっているほか、「夜間の排泄」なども不安に感じる大きな要素となっています。

在宅介護支援にあたっては、こうしたニーズも踏まえて進めていく必要があります。

<就労継続見込み（フルタイム勤務＋パートタイム勤務）>

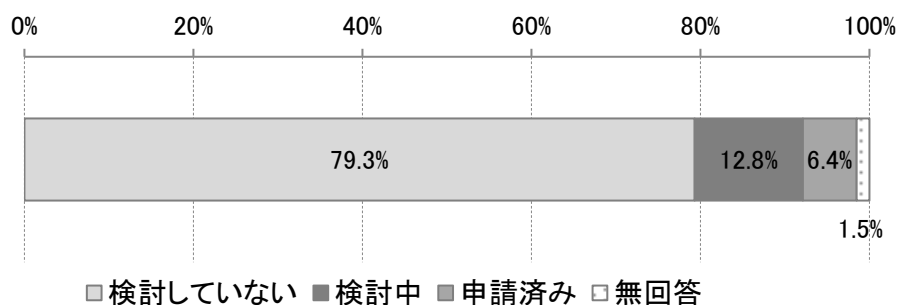
(n=193)



就労しながらの介護を「問題はあるが、何とか続けていける」が最も多く、次いで「問題なく、続けていける」となっています。一方、「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」を合わせると1割近くが難しさを感じている状況です。就労継続しながらの在宅介護が少しでもしやすくなるような支援が必要となっています。

<施設等検討の状況>

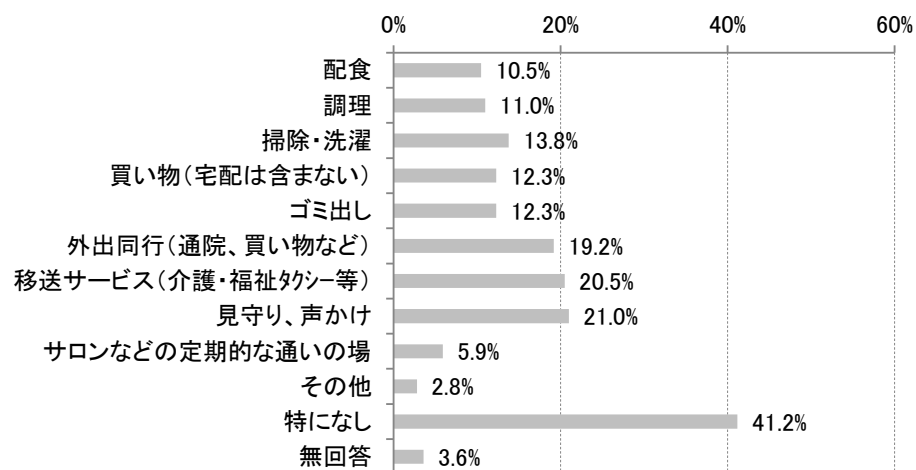
(n=391)



現在、施設等の利用を検討しているかについては、「検討していない」が約8割と多くなっています。一方、「検討中」や「申請済み」も、合わせて2割程度となっており、施設等のニーズや充足状況を勘案しつつ、長期的な視点で基盤整備についても取り組んでいく必要があります。

<在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス>

(n=391)



在宅生活を継続していくために、充実が必要な支援・サービスについては、「特になし」とする回答も一定程度見られるなかで、「見守り、声かけ」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「外出同行（通院、買い物など）」が比較的多く挙がっています。

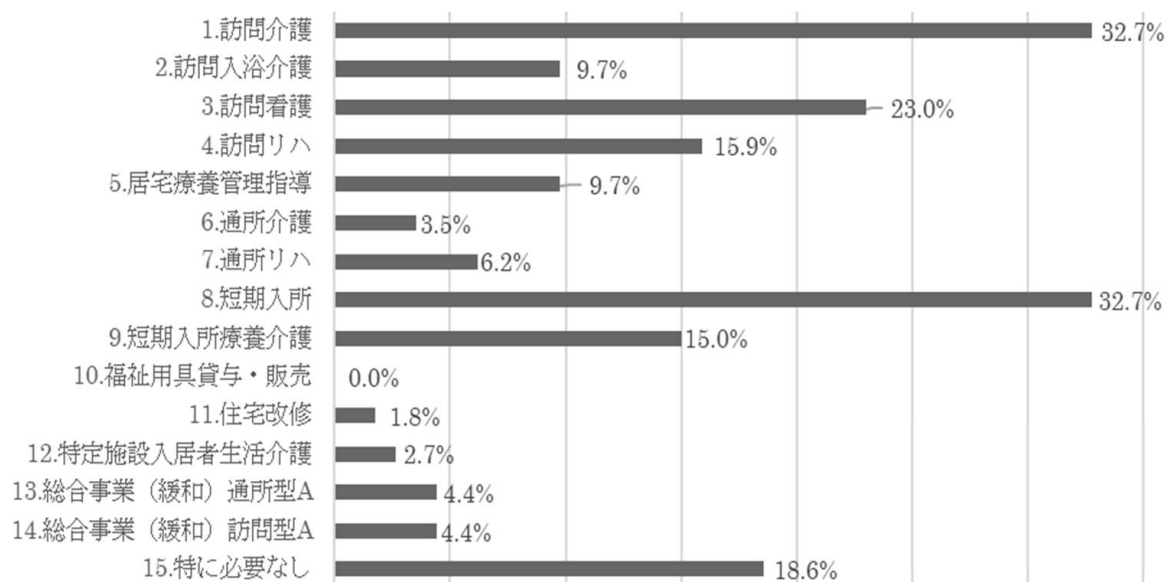
(3) 介護サービス事業所等実態調査

【調査の概要】

調査の目的	介護保険制度の運営や地域包括ケアシステムの構築などにあたり、各種サービスの提供者である介護サービス事業所等について、運営の実態や意向などを把握することにより、今後のあり方等を検討する際の参考情報とすることを目的としています。
調査方法	調査対象：市内の介護サービス事業者等 実施時期：令和5年7月 調査票の配付・回収方法：郵送による配付・回収
回収結果	配付数：113票 有効回収数：113票 有効回収率：100.0%
備考	関連する調査として、居宅介護支援事業所や小規模多機能型居宅介護事業所を対象とした「在宅生活改善調査」、及び、施設サービス利用者の動向等に関する「居所変更実態調査」についても合わせて実施しています。

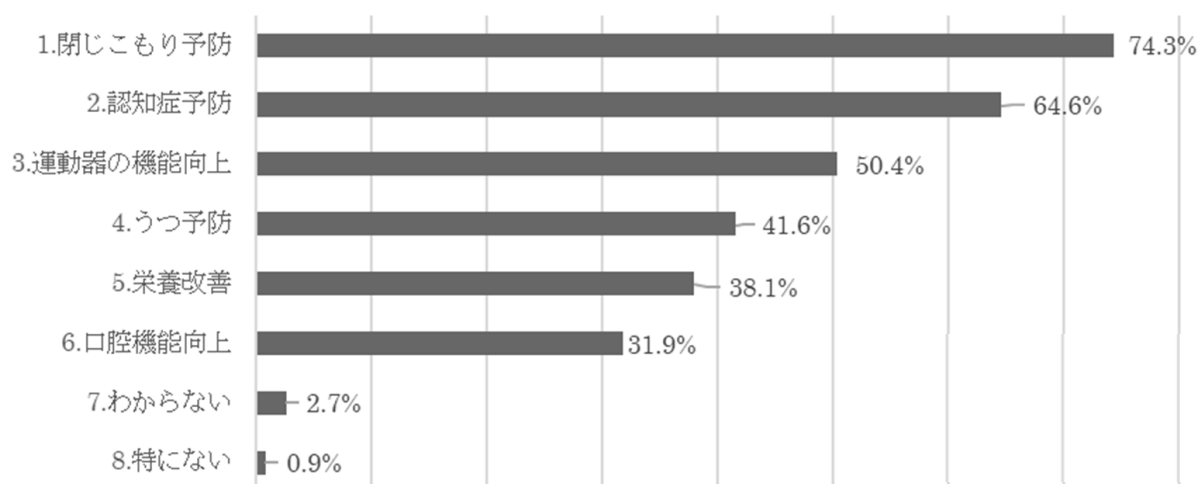
【調査結果の概要】

＜今後さらに整備が必要（現在不足している）と思われる居宅介護サービス＞（n=113）



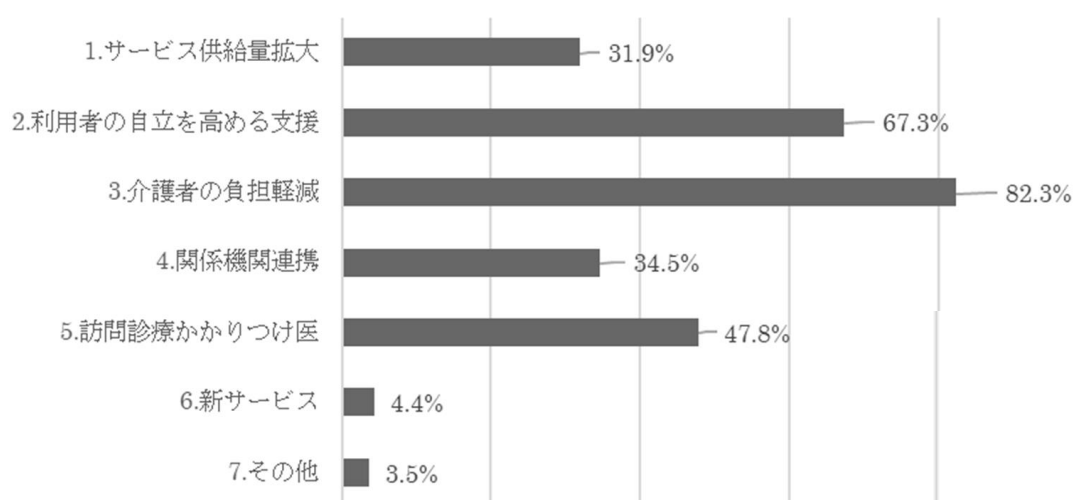
不足または、今後さらに整備が必要と考えられる居宅介護サービスについては、「訪問介護」と「短期入所」が最も多く挙がっています。また、これに次いで多いのが「訪問看護」であり、以下、「特に必要なし」「訪問リハビリテーション」「短期入所療養介護」の順で続いています。

<今後、充実させるべきだと思う介護予防事業> (n=113)



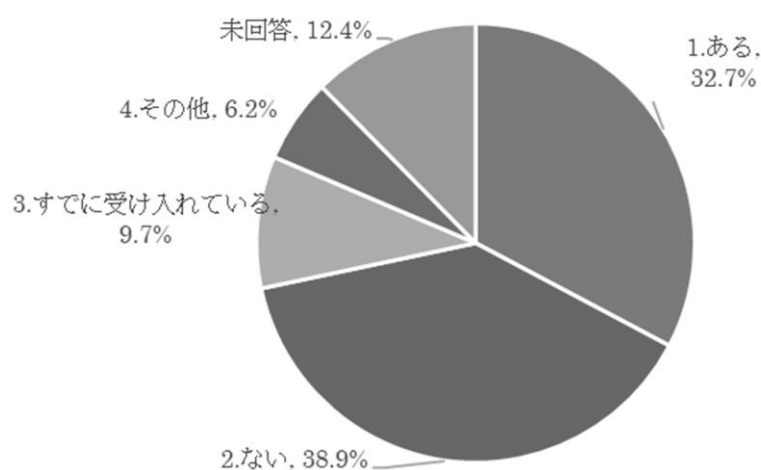
介護予防について、今後、充実させるべきと考えられる介護予防の取り組みについては、「閉じこもり予防」「認知症予防」「運動器の機能向上」といった事業が多く挙がっています。

<在宅生活を継続するために必要な条件> (n=113)



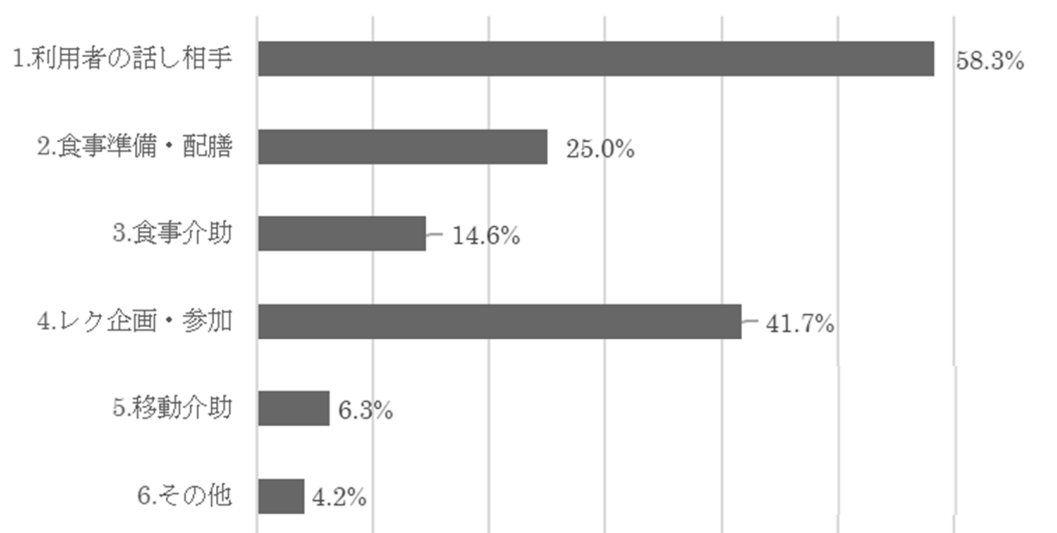
利用者が、在宅生活を継続するために必要な条件については、「介護者の負担軽減」が最も多く挙がり、以下、「利用者の自立を高める支援」「訪問診療かかりつけ医」の順で続いています。

<有償ボランティア制度に基づき、高齢者ボランティアを受け入れる意思> (n=113)



謝礼やポイント付与などのやりとりを伴う「有償ボランティア制度」に基づき、事業所として高齢者ボランティアを受け入れる意思があるかどうかについては、「ない」が4割近くと最も多いものの、「ある」も3割台と比較的拮抗しており、「すでに受け入れている」も1割程度見られるなど、高齢者ボランティアに対する理解や期待は高まっている様子がうかがえます。

<有償高齢者ボランティアに依頼したい内容> (n=48)



有償高齢者ボランティアの受け入れを「(意思が) ある」と回答した事業所が想定する具体的な仕事内容については、「利用者の話し相手」「レク企画参加」が多く挙がっています。

3 人口等の将来推計

(1) 将来推計人口

本市の総人口は減少しており、第9期の目標年次である令和8年度においては、50,354人となることが推計されます。また、担い手世代が急減すると予想される令和22年度に向けても、人口減少は続いていくものと見込まれます。

一方、高齢化率は年々上昇傾向にあり、令和8年度に42.5%、令和22年度には50.6%となることが見込まれます。

◇総人口と高齢者数・高齢化率の推計

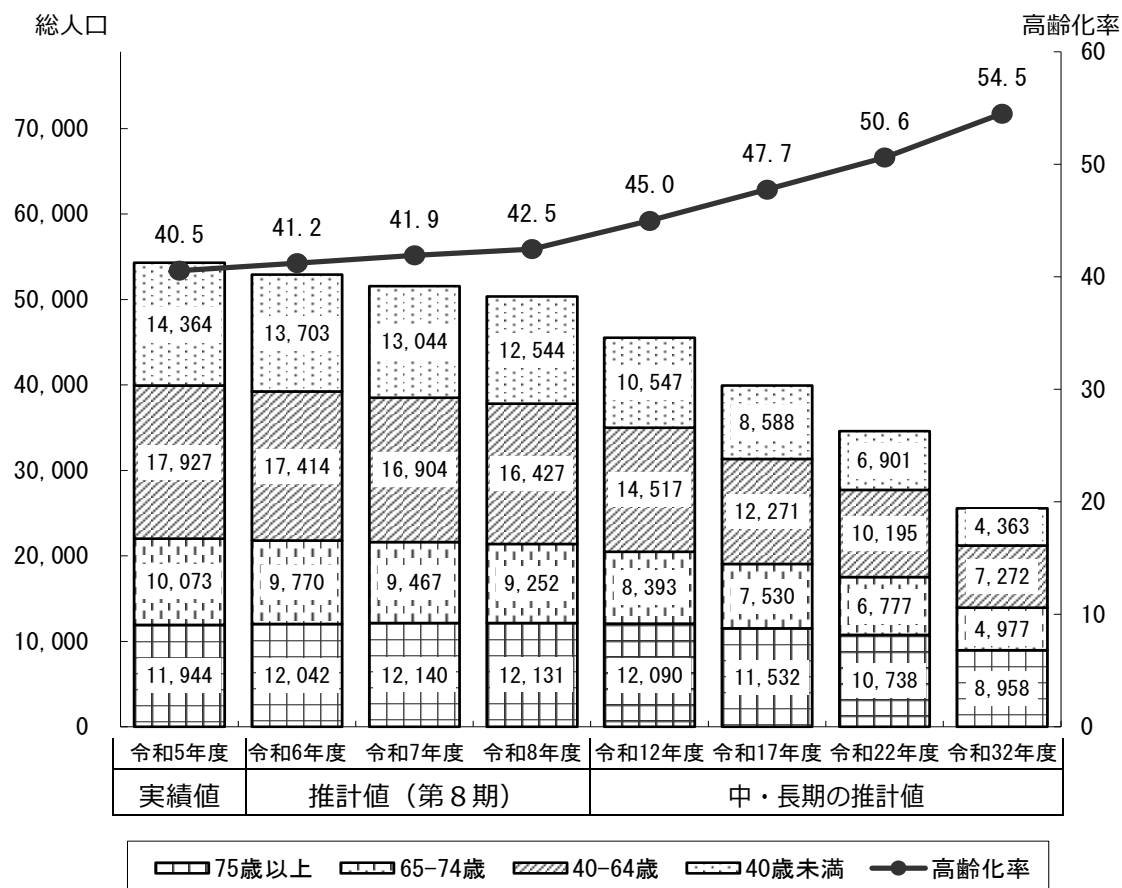
(単位:人)

	実績値	推計値（第9期）				中・長期の推計値			
	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和32年度 (2050)	
総人口	54,308	52,929	51,555	50,354	45,547	39,921	34,611	25,570	
65歳以上	22,017	21,812	21,607	21,383	20,483	19,062	17,515	13,935	
高齢化率	40.5%	41.2%	41.9%	42.5%	45.0%	47.7%	50.6%	54.5%	

推計値は「見える化システム」将来推計機能を活用した独自推計による

◇総人口と高齢者数・高齢化率の推計

(単位:人、%)



(2) 将来推計人口（40 歳以上）

40 歳以上の人口を見ると、40 歳～64 歳の人口は徐々に減少するほか、65～74 歳の高齢者数についても、減少傾向での推移が見込まれます。

一方、75 歳以上の高齢者については、令和 7 年度にピークを迎え、以降減少に転じることが見込まれます。しかし、若年人口が減少するため高齢化率は上昇が続く見込みです。

◇40 歳以上の人口推計

(単位：人)

	実績値	推計値（第 8 期）				中・長期の推計値			
	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和32年度 (2050)	
総人口	54,308	52,929	51,555	50,354	45,547	39,921	34,611	25,570	
40-64 歳	17,927	17,414	16,904	16,427	14,517	12,271	10,195	7,272	
65-74 歳	10,073	9,770	9,467	9,252	8,393	7,530	6,777	4,977	
75 歳以上	11,944	12,042	12,140	12,131	12,090	11,532	10,738	8,958	
65 歳以上 (構成比)	40.5%	41.2%	41.9%	42.5%	45.0%	47.7%	50.6%	54.5%	
75 歳以上 (構成比)	22.0%	22.8%	23.5%	24.1%	26.5%	28.9%	31.0%	35.0%	

推計値は「見える化システム」将来推計機能を活用した独自推計による

4 第8期計画の取組と課題

第8期（前期計画）期間における主な取り組み及び今後に向けた課題について、事業の点検・評価を行い、次のように整理を行いました。

(1) 地域包括支援センターの充実	
成果（実績）	課題
○市内3つの日常生活圏域に委託型地域包括支援センターを設置、相談支援体制が充実した。（相談対応延べ件数 令和3年度19,778件、令和4年度20,551件）相談内容は、経済的問題や家族の問題など関係機関との連携や繋ぐ必要がある複雑な事例が増えている。 ○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、3年前と比べ地域包括支援センターの認知度は微弱ながら減少。（前回46.7%、今回43.7%）	○複雑な問題を有する事例に対する支援は3職種の専門性を活かし、効果的なチームアプローチを実践できるよう体制強化を図るため、職員の資質向上が必要。 ○困ったときに相談する高齢者の身近な総合相談窓口としてさらなる周知が必要。

(2) 在宅医療・介護連携の推進	
成果（実績）	課題
○「医療と介護の連携シート」の活用を図り、評価を行った。令和4年は令和3年に比べ、事業所数・活用数ともに増加し、活用が図られてきている。 ○医療と介護をつなぐ研修会をオンラインで開催し、講義やグループワークを行い、医療・介護に従事する職員の連携を深めることができた。 ○令和3年度末よりエンディングノートを配布し、住民への意識付けを実施。 ○在宅医療・介護連携の推進については、医療介護専門部会や医師、主任ケアマネジャーを委員とした医療・介護推進委員会で評価し、それぞれの意見を出し合える場となった。	○医療・介護の連携は図られてきているが、個人差がある状況。在宅生活支援にはタイムリーな医療・介護連携の必要があることから、顔の見える関係づくりを引き続き行うとともに、情報共有ツールの活用により、円滑な情報連携ができるような体制整備を検討。 ○在宅医療・介護連携の課題を共有したなかで、対応策についての検討が深めきれていない。また、在宅医療・介護連携支援センターの相談対応数は少ない状況でセンターの機能が発揮できていない。

(3) 認知症施策の推進	
成果（実績）	課題
○認知症の予防・ケアの質向上のため、認知症地域推進員を 12 名配置。（令和 5 年 4 月現在） ○認知症初期集中支援チームを 2 か所設置。連絡会を開催し、チーム同士の情報共有とスキルアップ向上を図った。 ○認知症カフェ開設を支援するため補助事業を実施し、第 1 圏域に 2 か所、第 2 圏域に 1 か所、第 3 圏域に 1 か所開設。 ○認知症の正しい理解・支援のため、アルツハイマー月間の 9 月にパネル展示を実施し、普及啓発に取り組んだ。	○認知症初期集中支援チームの支援依頼数が少ない。支援チームと地域包括支援センターの連携も課題となっている。今後はチームの役割を関係者が認識し、効果的な介入ができるような仕組みづくりが必要。 ○認知症の増加に伴い徘徊する高齢者も増えてきており、家族は負担と不安を強いられることから、家族支援の充実が必要。 ○認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する早期支援等を行うチームオレンジが未結成。

(4) 介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進								
成果（実績）		課題						
○一般介護予防については、委託型地域包括支援センターと協力し、市民に介護予防の啓発を、市民ふれあい講座などで行った。 <table><tr><td>令和3年度</td><td>7回</td><td>延べ78人</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>30回</td><td>延べ489人</td></tr></table>		令和3年度	7回	延べ78人	令和4年度	30回	延べ489人	○今後、高齢者の多様なニーズを捉え、新たな活動を内容とした通いの場を創設していくこと、併せて既設団体の継続運営が課題。 ○介護予防・生活支援サービス事業の多様化については、訪問型・通所型のサービスAを実施することができたが、提供できる事業所の増加やその他の種類のサービスの担い手となる受け皿の掘り起こしが課題。
令和3年度	7回	延べ78人						
令和4年度	30回	延べ489人						
○75歳以上の一人暮らしの高齢者宅を訪問し、プラチナ体操など必要な支援につなぐことができた。 ○通いの場を増やすため、「元気シニア講座」を開催し、プラチナ体操に取り組む団体を創設。令和5年3月末現在、サロン5か所、プラチナ体操団体52か所が開設済。 ○総合事業は、訪問型サービスAを2団体で提供しているが、多様なサービスを創出するため、事業所やリハビリ職と通所型サービスA・短期集中サービスについて検討した。令和5年度より試行で通所型サービスAを開始。								

(５) 地域ケア会議の推進											
成果（実績）		課題									
○個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見機能については、委託型地域包括支援センターが随時開催しており、開催回数が増加。 <table border="1"> <tr> <td></td><td>地域ケア個別会議</td><td>地域ケア推進会議</td></tr> <tr> <td>令和３年度</td><td>28回</td><td>12回</td></tr> <tr> <td>令和４年度</td><td>21回</td><td>14回</td></tr> </table> ○自立支援型(生活援助回数プラン)・介護予防型を高齢者福祉課が主催開催。			地域ケア個別会議	地域ケア推進会議	令和３年度	28回	12回	令和４年度	21回	14回	○ネットワーク構築や地域づくりのための地域ケア会議の開催が出来ていない。 ○今後、更に充実を図り、個別会議から見えてくる地域課題を、推進会議の場で協議できるようにすることが課題。
	地域ケア個別会議	地域ケア推進会議									
令和３年度	28回	12回									
令和４年度	21回	14回									

(６) 安心・安全なまちづくりの推進	
成果（実績）	課題
○高齢者、障害者及び子どもが安心して暮らすための地域における見守り活動に関し、協力の意思を示した事業者と協定を締結。 高齢者の見守り協定締結 12団体 ○高齢者や介護が必要な人など、災害時に避難することが難しい人の名簿を作成。	○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「交通手段がない」ことを理由に外出を控えているとの回答が多く、交通手段の確保は重要なため、今後、「地域公共交通計画」を踏まえ、高齢者に対しての支援も検討していく必要がある。 ○避難行動要支援者名簿の新規登録及び更新。

(7) 地域における支えあいの推進		
成果（実績）		課題
○介護予防・支え合いサポーター養成講座		○講座開催を企画しても、感染症の影響で延期・中止せざるを得なかった。 ○養成したサポーターが活動できる場の整備が十分ではない。サポーターの興味・関心に合った活動の場の調整が必要。 ○家族が希望する介護支援の把握が課題。家族介護慰労金に加え、介護者交流会などの検討が課題。 ○高齢者サービスとして提供できる社会資源の把握と支援が必要な高齢者とのマッチングに向けた取り組みの検討が課題。
令和3年度	15人	
令和4年度	未実施 (コロナ感染症による)	
○介護予防・支え合いサポーターフォローアップ講座		
令和3年度	中止 (コロナ感染症による)	
令和4年度	20人	
○緊急通報システム事業利用件数		
令和3年度	185件	
令和4年度	164件	
○紙おむつ給付事業利用者		
令和3年度	209人	
令和4年度	200人	
○「ちょーぴーのやさしさ便利帳」を作成。高齢者のちょっとした困りごとや日常生活に役立つ店舗や取り組みの情報を掲載。		

(8) 高齢者の就労支援	
実績	課題
○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、収入のある仕事をしている割合が増加しており、定年退職後も、同じ職場や新たな職場で働き続ける方が増えている。	○年金受給年齢の引き上げと連動して、生活のためだけではなく、働くことが生きがいとなり、健康や活力の維持につながるなど、高齢社会における多様な効果も期待されるなかで、そうした意欲を受け止め、いきいきと働くことのできる環境づくりを推進するよう努めることが課題。
○高齢者の就業等を実施するシルバー人材センターの運営事業費を補助し、高齢者の能力を生かした活力のある地域社会づくりの推進を図る。	

(9) 高齢者虐待・成年後見制度への対応									
成果（実績）	課題								
○虐待の疑いがある場合は、通報の全件を対象に事実確認、緊急性の判断、対応方針を決定するコア会議を開催。 ○通報受理件数（虐待認定数） <table border="1"> <tr> <td>令和 3 年度</td><td>29 件（14 件）</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度</td><td>29 件（16 件）</td></tr> </table> ○成年後見制度の相談件数（市長申立て） <table border="1"> <tr> <td>令和 3 年度</td><td>46 件（2 件）</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度</td><td>50 件（4 件）</td></tr> </table>	令和 3 年度	29 件（14 件）	令和 4 年度	29 件（16 件）	令和 3 年度	46 件（2 件）	令和 4 年度	50 件（4 件）	○家族間で複雑な課題を抱えており、困難な事例が多くなっている。今後も、関係者間が連携し、その体制の充実を図り、連携を強化する必要がある。 ○地域包括支援センター職員の虐待事実確認調査技術の向上を図っていききたい。 ○成年後見制度利用促進に係る取り組み方や中核機関の立ち上げについて検討していく。
令和 3 年度	29 件（14 件）								
令和 4 年度	29 件（16 件）								
令和 3 年度	46 件（2 件）								
令和 4 年度	50 件（4 件）								

(1 0) 介護給付適正化	
成果（実績）	課題
○認定調査の内容及び医療情報の突合・縦覧点検は全件実施。 ○ケアプラン点検は、令和 4 年度に 1 件実施。 ○住宅改修点検は、書面点検の全件実施と抽出による実地検査（令和 3 年度 1 件、令和 4 年度 4 件）を行った。	○ケアプラン点検実施のための、職員のスキルアップが課題。専門職と行政職による連携・役割分担した作業が必要。